

平成17年10月14日  
千葉県報第12039号別冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置結果

(平成12年度から平成15年度まで)

千葉県監査委員

## 目 次

1	平成12年度分 〈監査テーマ〉 土地造成整備事業の財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理 について	1
2	平成13年度分 〈監査テーマ〉 (1) かずさアカデミアパーク構想に係わる予算の執行状況とこれに係わる 財政的援助団体の財務事務及び経営の管理について	17
	(2) 千葉県道路公社の財務事務及び経営管理について	25
3	平成14年度分 〈監査テーマ〉 千葉県上水道事業及び工業用水道事業の財務事務及び経営管理について	
	(1) 上水道事業関係	30
	(2) 工業用水道事業関係	47
4	平成15年度分 〈監査テーマ〉 (1) 流域下水道事業、農業集落排水事業及び家庭雑排水対策事業の財務事 務の執行並びに出資団体である財団法人千葉県下水道公社の出納その他 の事務の執行について	59
	(2) 千葉県公営競技のうち船橋オートレースの財務事務の執行について	74

1 平成12年度分

土地造成整備事業の財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理について  
(企業庁)

部・課名 管理部財務課

番 号	1	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (3) 土地造成整備事業会計の決算上の問題点 イ 未成事業資産の精算処理 (イ) 精算にあたり準拠すべき規定について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>地方公営企業法における発生主義会計の趣旨をより明確にするため、精算要領において、以下の内容を規定することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の分譲・貸付け等の損益取引を行う場合、営業収益に計上される分譲収入と対応させるため、その土地を含む一定の区画単位での部分精算を行い、さらに分譲等を行う土地一区画単位に案分して原価を計上すること</li> <li>・ 部分精算が合理的に実施可能な「一定の区画」の範囲を定義すること</li> </ul>		
措 置 状 況			
<p>1 「土地造成整備事業精算要領」において、精算は地区を単位とするが、分譲、貸付を行う場合には、その土地を含めた一定の区画（その都度決定する区画）をもって精算の単位とし、当該区画に応じて原価を案分するよう規定している。</p> <p>2 平成13年11月26日付企管財第94号の「未成土地勘定の部分精算に関する取扱いについて」により、部分精算が合理的に実施可能な「一定の区画」の範囲については、原則として事業地区で定められている工区（地区）又は用途等で区分された一団の区域とし、当該区域内に処理方針が定まっていない用地が介在する場合にあっては、分譲に係る区画をもって精算の単位とすることができるものと定義した。</p>			

番 号	2	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (3) 土地造成整備事業会計の決算上の問題点 イ 未成事業資産の精算処理 (エ) 結論・未成事業資産の精算が必要
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>未成事業資産の精算を行っていない状態での決算書は適切でなく、土地造成整備事業に関する経営実態を適切に表しているとはいえない。未成事業資産の精算を行うことが必要である。</p>		
措 置 状 況			
<p>庁内に設置している「土地造成整備事業会計精算推進委員会」で策定した精算方針・精算計画に基づき、13年度から数年間で計画的に実施することとした。</p> <p>(精算実績)</p> <p>平成13年度 3地区の地区精算 平成14年度 3地区の地区精算、3地区の一部精算 平成15年度 4地区の地区精算、4地区の一部精算 平成16年度 5地区の一部精算</p>			

番 号	3	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (3) 土地造成整備事業会計の決算上の問題点 ウ 未成事業資産と負債又は資本剰余金との相殺
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>支出額を未成事業資産に、収入額を前受金等に計上しているもののうち、それぞれに対応する未成事業資産と前受金等を相殺することが妥当と判断される事項がある。</p> <p>① 千葉北部地区（公団負担金（県の支出する財源の公団の負担見合額、公団分担金）</p> <p>② 千葉北部地区厚生対策ビル事業（厚生対策事業と千葉北部地区の内部取引が二重計上となっている。）</p> <p>③ 東葛飾北部柏地区、流山地区（代行取得代金の収入を前受金で処理している。）</p>		
措 置 状 況			
<p>地方公営企業法施行令第9条第4項の規定（総額主義の原則）により資産、負債又は資本のおのおのについて安易な相殺はせず、総額で表示することを原則としているが、個々の内容について精査した結果、次のとおりとした。</p> <p>① 公団負担金等は平成15年度、16年度に相殺処理を実施した。</p> <p>② 千葉北部地区厚生対策ビル事業は、内容を精査し、相殺の影響を検討し、早期解決に向けて努力している。</p> <p>③ 東葛飾北部柏地区・流山地区は、平成14年度に精算処理を実施した。</p>			

番 号	4	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (3) 土地造成整備事業会計の決算上の問題点 エ 原価性・資産性のないものの未成事業資産への計上
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>発生額を未成事業資産に計上しているもののうち、原価性がないもの（工業用水道分担金、販売業務担当職員の人件費等）については、発生時に損益計上すべきと判断される。</p>		
措 置 状 況			
原価性の有無については、今後とも厳密に判断していくこととする。			

番 号	5	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (6) 意見 ア 情報の適切性を担保する仕組みの必要性
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>土地造成整備事業会計の決算書は公開されているが、適切に経営実態を表していないものである。したがって、決算書が適切に経営実態を表示することを担保する仕組みを構築することを考える必要がある。</p>		
措 置 状 況			
適切に経営実態を表示するよう、未成事業資産の精算処理を推進している。			

番 号	6	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (6) 意見 イ 決算修正の方法及び今後の課題
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	土地造成整備事業の決算修正の方法として外部監査で採用した程度の簡便的な方法を採用することもやむを得ない。その上で、今後は土地の分譲に併せて決算時に毎年度損益の計上を行う必要があることを十分認識する必要がある。 また、個々の取引について安易に資産又は負債計上せず、実態を把握して、その性質ごとに管理し会計処理する必要がある。		
措 置 状 況			
分譲に併せて損益計上するためには、造成原価の算出が不可欠であることから、今後とも地区精算又は一部精算の推進により解決を図っていくこととした。			

番 号	7	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (6) 意見 ウ 効果的な事業管理の手法
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	分譲の都度損益を把握してその要因を分析し、未分譲部分や他地区の事業管理に適時に反映させ、地区内をより小区画の単位に分け、当該単位ごとに原価集計してより精緻な原価計算を行うほか、商業地など、所在地によって著しく販売価格が異なるものについては、販売価格基準による原価配賦を行うなど、効率的な事業管理のための手法を検討し、精算要領に盛り込むことが必要である。		
措 置 状 況			
原価計算については、原則として地区単位で行ってきたが、よりきめ細かな単位での原価計算を行うため、造成や分譲に合わせた部分精算を推進することとした。			

部・課名 管理部事業整理課

番 号	8	事項名	1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (6) 意見 エ 土地造成整備事業の今後に向けて
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	多額な利益剰余金を減少させることなく将来にわたって県民の福祉に有効に役立たせることができるよう、より一層の収入の確保と徹底的な経費節減に取り組む等、経営の健全性の維持・強化に努めること。		
措 置 状 況			
平成13年3月に「企業庁経営強化プラン」を策定し、経営基盤の強化を図ってきたが、組織・財務面における企業庁の改革を積極的に推進し、重点地区について戦略的に事業を推進していく必要があることからこれを改訂し、平成15年3月に「企業庁経営戦略プラン」を策定した。 現在、本プランに基づき、分譲地の分譲促進や多面的な土地貸付制度の活用などにより収入の確保に取り組み、また事業の見直しや公共公益負担金等の見直しなどを行うことにより支出節減に努めるなど、戦略的な事業の推進に取り組んでいる。			

番号	9	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (4) 都市基盤整備公団との共同施行に伴う問題 ア 分譲対価の配分額が決まらない契約形態
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	分譲が開始された物件は当該物件に投下された現在までのコストの比で精算して損益を確定する必要がある。 また、都市基盤整備公団との協定について、分譲開始未済の物件を住区単位又はブロック単位で精算(確定配分)するような条項を追加するよう検討すべきである。		
措 置 状 況			
平成 15 年度の事業計画変更により事業終了年度が平成 25 年度までとなったことから、事業終了に向け都市再生機構(旧都市基盤整備公団。以下「機構」という。)と清算方法等を協議し決定することとした。			

番号	10	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (4) 都市基盤整備公団との共同施行に伴う問題 イ 業務分担と意思決定に関する問題点
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	今後の造成計画・販売計画ともに都市基盤整備公団に依存する部分が多い状況にあるが、企業庁側も独自に需要動向を検討し、その結果に基づいて今後の造成の可否・方法、分譲の方法・販売価格等につき明確な方針を打ち出し主張していくとともに、その基礎となる採算管理の手法(現行の管理方法ではこれらの判断の基礎となる情報が極めて少ない)について改善を検討していく必要がある。		
措 置 状 況			
独自に需要動向を把握しながら、造成の可否、分譲の方法等について千葉ニュータウン事業管理委員会、連絡調整会議、宅地等処分部会等の中で議論している。 採算管理については、平成 15 年度の事業計画変更に係る資金計画において、過去に投入済みのコストを精査し、今後見込まれるコストを算定しており、今後は常に状況変化の把握に努め、資金計画のフォローアップを行っていくこととしている。			

番 号	1 1	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (4) 都市基盤整備公団との共同施行に伴う問題 ウ コスト削減に関する契約上の課題
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	造成対象物件にかかるコストの基準など、コスト削減のための事項の協定への追加等を行うよう、都市基盤整備公団に働きかけていく必要がある。		
措 置 状 況			
千葉ニュータウン事業管理委員会等、機構との各種会議において具体的な協議を行った結果、基本的に工事の中止を含む事業費全体の削減や整備水準の見直しを行い、大街区処分の導入による整備費の削減など、大幅な削減策を講じることとした。 これを受けて、平成15年度に事業計画の変更を行った。			

番 号	1 2	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (5) 千葉ニュータウン決算報告書に関する問題点
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	企業庁と公団の決算書を統合して作成する「千葉ニュータウン事業決算報告書」については、決算終了後、遅滞なく作成を行いうるような体制整備を進める必要がある。		
措 置 状 況			
機構と協議した結果、平成13年度からは10月末までに「千葉ニュータウン事業決算報告書」を作成することとした。			

番 号	1 3	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (6) 住区別・ブロック別等の管理ができない原価集計
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	現状では全体のコストの集計は都市基盤整備公団が行っているが、ブロックごと等のコスト把握が必要不可欠であるものの、企業庁単独では困難であるため、同公団との間でコストの集計方法の見直しも検討する必要がある。		
措 置 状 況			
平成15年度のニュータウン事業計画の変更に係る資金計画の見直し作業の中で、機構と過去に投入済みのコストを再チェックするとともに、今後見込まれるコストを精査し削減を図ったところである。 今後も、機構との連携により常にコストの把握に努め、コスト削減と管理の徹底を図り採算管理をしていくこととした。			

番 号	14	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (7) 広大な開発エリアを一括管理することの問題
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	事業採算性をタイムリーに把握し、エリアごとの弾力的な意思決定ができるように、開発エリアを細分化して事業を行うべきであり、都市基盤整備公団とのあいだで検討する必要がある。		
措 置 状 況			
事業採算性を考慮し、資金計画では、駅圏別、土地利用区別にウェイト（格差）を設け、原価を算定しており、これを処分価格設定の参考としている。 今後ともエリアや土地利用区分ごとの処分価格を検証しながら、採算管理をしていくこととしている。			

番 号	15	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (8) 長すぎる開発期間
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	開発期間の短縮又は開発の細分化（開発を何段階かに分けて実施の決定等を行う）を行うべきである。		
措 置 状 況			
借地制度の活用及び民間活力の導入等により、宅地等の処分の促進を図り、平成25年度までに事業を終了させることとしている。			

番 号	16	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (9) 遅すぎる計画の見直し
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	新住法の変更申請を頻繁に行うことが困難であるとしても、企業庁（及び都市基盤整備公団）としての資金計画自体は環境変化に合わせて毎年度見直し、実状に合わせたものとしていく必要がある。		
措 置 状 況			
平成15年度のニュータウン事業計画変更の際、宅地処分収入及び工事費・負担金・事務費等について精査し、資金計画の見直しを行った。 今後は、常に状況変化の把握に努め、資金計画のフォローアップを行っていくこととしている。			



番 号	17	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (10) 事業採算が把握できない結果となったことに対する補足説明
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	新住法の申請ベースにすべて合わせるのではなく、まず、地方公営企業としての経済的・効率的事業運営に必要なタイムリーな計画管理・実績管理を行い、この最終的結果を（数年に一度）新住法の申請に反映させる方式とする必要がある。		
措 置 状 況			
平成 15 年度に事業期間を 10 年延伸し、事業終了年度を平成 25 年度までとした。 このため機構と連携して土地処分を促進し、適確な事業管理、資金管理に努め、期間内に事業を終了させることとしている。			

番 号	18	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (11) 代替用地の管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	代替用地の処分計画を策定し、積極的に早期の処分を行っていく必要がある。		
措 置 状 況			
平成 13 年度に一層の処分の促進を図るため、「千葉ニュータウン事業の代替地及び除外所有地の処分促進方針」を定め、代替用地については、処分促進の順位、処分の用途等を定めて処分の促進を図ってきた。 平成 15 年度には、土地処分手続等を全庁的に統一した「千葉県企業庁仮設備資産処分要綱」を新たに策定し、土地処分手続の明確化や簡素化等を定め、さらに積極的な処分促進を図っている。			

番 号	19	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (12) 除外所有地の管理
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	除外所有地の処分計画・利用計画等を策定し早期の処分等を行っていく必要がある。		
措 置 状 況			
平成 13 年度に一層の処分の促進を図るため、「千葉ニュータウン事業の代替地及び除外所有地の処分促進方針」を定め、この方針の中で除外所有地については、 1 資産価値の高い用地については、土地利用計画、処分計画を定め、一般競争入札等により処分を促進する 2 その他の用地については、処分促進の順位、処分の用途等を定め処分を促進する 3 譲渡代金の納入にあたり、分割納入を選択できる などを内容とする方針に基づき、処分の促進を図ってきた。 平成 15 年度には、土地処分手続等を全庁的に統一した「千葉県企業庁仮設備資産処分要綱」を新たに策定し、土地処分手続の明確化や簡素化等を定め、さらに積極的な処分促進を図っている。			

番 号	20	事項名	2 千葉ニュータウンの状況について (13) 販売政策
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>関連官庁に新住法の価格決定方式や現状の極めて面倒な手続きを要する計画変更などの実情にそぐわなくなった要件の規制緩和を強く求めていくとともに、場合によっては適用対象地域である千葉ニュータウン事業を分割し、必要と認められる地域については同法の適用を外すこと等も含めて、販売政策及びこれにいたる事業計画の弾力的な変更をタイムリーに行っていける体制にする必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>新住法の価格決定方式・計画変更・土地利用規制・事務手続きなどの運用改善を平成 14 年 1 月に国に対し要望をした。</p> <p>また、平成 16 年 11 月に「千葉ニュータウン民間共創まちづくり特区」構想を提案し、特区として認められなかったものの、その趣旨を踏まえて全国対応の規制改革事項として次の 5 項目が新住法の運用の緩和事項として平成 17 年 3 月に認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 複合的土地利用の許容</li> <li>② 処分の相手先要件の緩和</li> <li>③ 処分計画の内容の簡素合理化</li> <li>④ 買戻し特約に関する運用の見直し</li> <li>⑤ 造成宅地等の権利移転に関する知事承認手続きの簡素合理化</li> </ul>			

部・課名 地域整備部建設課

番 号	21	事項名	3 完成資産及び未成事業資産の今後の見通し (1) 臨海地域 イ 木更津南部地区の状況 (オ) 意見
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>貯木池埋立事業に関しては、現在の経済情勢に合わせて土地整備事業としての事業の見直しを検討すべきである。なお、木更津港港湾計画の遂行への協力という観点から事業を継続するのであれば、これに係る事業費相当額は港湾整備政策によるものとして一般会計での負担が検討されるべき項目である。</p>		
措 置 状 況			
<p>木更津南部地区貯木池埋立事業については、公有水面埋立法に基づく埋立免許を得るべく努力してきたが、当該埋立免許を得るために必要な権利者全員の同意が得られず、また、今後も得られる見通しがたたないことから、実現不可能と判断し、平成 15 年 4 月 1 日をもって中止した。</p>			

番 号	2 2	事項名	3 完成資産及び未成事業資産の今後の見通し (3) 内陸工業用地及び物流用地 ウ 意見
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	内陸工業用地及び物流用地の造成整備事業は、赤字は認識されていても事業の縮小・中止、あるいは抜本的な事業費削減の取組は具体化されていないため、事業期間の延長が不可避であることもあいまって、このままでは将来相当な額の損失が計上されることとなろう。思い切った事業費削減方策の実施又は事業の縮小・凍結・中止等の意思決定が必要と考える。		
措 置 状 況			
内陸工業用地及び物流用地の造成整備事業については、平成 15 年 3 月「企業庁経営戦略プラン」を策定し、次のとおり事業の見直しを行い、これを関係市町へ説明した。 ① 新規の土地造成は行わないこと ② 計画中及び用地買収中の事業は中止とすること ③ 用地買収が終了し造成未着手の事業は、企業立地環境が整わない間は造成を行わないこと ④ 造成中の事業は、今後の投資、分譲見込み等から継続・中止等を判断すること			

部・課名 管理部企業総務課

番 号	2 3	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (2) 企業庁における事業規模（「業務量」）と職員配置に関して イ 分析結果及び意見 ア 事業規模（業務量）の推移と職員の配置の状況について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	平成 5、6 年度の人員配置と比べて現在の人員配置は過剰であり、適正規模の職員数を算定して配置すべきである。		
措 置 状 況			
平成 5、6 年度については、一部の特定の工事、用地買収により事業費が一時的に増えた面が強い。 土地造成整備事業にかかる職員数は、事業の進捗状況に合わせて、平成 6 年度から平成 17 年度までに平成 5 年度の企業庁人員の約 3 分の 1 に当たる 306 名を削減し、職員の適正配置に努めてきた。			

番号	24	事項名	<p>4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について</p> <p>(2) 企業庁における事業規模（「業務量」）と職員配置に関して</p> <p>イ 分析結果及び意見</p> <p>(イ) ニュータウン整備部と地域整備部の管理課職員の配置状況について</p>
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>年度ごとに次年度の計画業務負荷量を業務量等の指標を組み合わせて実態に即して見積り、これまでの最善結果を基準として人員配置を行える仕組みを構築すべきである。</p> <p>たとえ間接的業務であれ、その業務負荷量を定量化することは可能であるので、業務特性も含めつつ定量的根拠に基づく職員配置を計画できる仕組みの構築をすべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>管理部門の効率化・見直しはこれまで行ってきており、今後も進めていくべきであるが、定型的業務でない企画・立案等の不定型で常に状況の変化に対応していかなければならない業務について、事業費だけで業務量を分析し、また、このような業務について人員配置の決定に定量化の仕組みを構築することは困難な面があり、全体的な業務内容をみて人員を配置している。</p> <p>しかし、管理部門における間接的業務を簡素化させるため、平成13年4月の組織改正において、ニュータウン整備部管理課と業務課を統合し、業務管理課とした。両課の統合により、間接的業務に従事する職員を削減するとともに、分掌業務の見直しにより8名削減した。</p> <p>また、平成15年4月の組織改正において、ニュータウン整備部用地課を廃止し、業務管理課に業務を一部移管したことにより、職員を11名削減した。</p> <p>次に、平成16年4月の組織改正において、地域整備部、ニュータウン整備部ともに総務班と経営管理室を大きくくり化して管理調整室としたことにより、職員10名を削減した。</p> <p>さらに、平成17年4月の組織改正では、地域整備部事業管理課における管理調整室と事業整理室を統合して事業調整室としたことにより、職員4名を削減し、管理部門における間接的業務の簡素化を図った。</p>			

番 号	25	事項名	4 土地造成事業整備事業の執行の体制及び計画管理のあり方 (2) 企業庁における事業規模（「業務量」）と職員配置に関して イ 分析結果及び意見 (ウ) 建設事務所における業務量と職員配置について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	職員一人当たりの業務量に著しく差が生じているが、担当地区の事業計画をもとにして負荷にアンバランスが生じないような配置を計画すべきであるか、または、建設事務所の統合や、建設事務所間において負荷の高い時期に相互に職員を派遣し合うような仕組みが検討されるべきである。		
措 置 状 況			
<p>建設事務所の職員配置に当たっては、事前協議・調整等も含めた業務量に応じて計画的な事務事業の遂行のため、進捗状況に合わせて事務吏員、技術吏員の柔軟な配置を行ってきた。</p> <p>また、建設事務所（出先機関）の統合に関しては、最近では平成12年度に葛南建設事務所と京葉建設事務所を統合し臨海北部建設事務所とする等の見直しを行ってきており、企業庁全体として平成5年度に16出先機関であったが、平成15年度から17年度において3課3出先機関を廃止する等の改正を行い、平成17年度では9出先機関とした。</p> <p>また、従来から業務の進捗状況に応じて年度の途中においても状況に応じて柔軟に配置換え、兼務発令による人事異動を行っている。</p>			

番 号	26	事項名	4 土地造成事業整備事業の執行の体制及び計画管理のあり方 (2) 企業庁における事業規模（「業務量」）と職員配置に関して イ 分析結果及び意見 (エ) 職員の配置を決定する仕組みについて
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	職員数の基準となる指標として、具体的な業務量や書類の発生件数を計数化したうえで、(これらの数値を根拠とした) 定量評価に基づく職員配置を決定する仕組みの導入に取り組むべきである。		
措 置 状 況			
<p>定量的評価指標の導入に当たっては、①分掌事務の調査、分類、②ヒアリング、③基本方針の作成、④データの収集、分析、評価、⑤数値と人員の関係の分析という手順により実施した。</p> <p>上記の手順により、職員数・入札件数・工事件数・用地交渉件数・境界立会件数・占使用許可件数・現場巡視件数等、主に先機関を中心に9つの指標を導入することとし、平成14年度以降の職員配置の決定に際し、ひとつの要素として活用した。</p> <p>なお、定量的評価指標の導入は、</p> <p>①その他の要素をまったく考慮する必要がないというものではないこと ②企業庁の出先機関については、その標本となる所属が9機関と少ないこと</p> <p>等の理由から、今後、引き続き指標数値の妥当性を研究し、年次毎に標本数を増やす等の工夫を加えて、評価指標の精度を高めていく。</p>			

番 号	27	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (2) 企業庁における事業規模（「業務量」）と職員配置について イ 分析結果及び意見 （ホ）土地造成整備関連費用の状況について
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	未成事業資産の伸びに対して、人件費が主たる要素である土地造成整備関連費用が急速に膨らんできている。主要な要素である人件費について抜本的な対策を検討すべきである。		
措 置 状 況			
<p>土地造成整備事業に係る職員数については、平成8年度に701名であったが、平成17年度には401名とし、300名を削減しており、人件費の抑制に努力してきた。</p> <p>なお、土地造成整備事業に係る職員数は平成8年度以降減少しており、人件費についても、平成8年度から16年度までの9年間で19億円余り減少している。</p> <p>今後は、抜本的な対策として個別事業を完全終了させるためのスケジュールとその手法を明確にし、それに見合った組織・定員とすることとしたい。</p>			

部・課名 管理部財務課

番 号	28	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (3) 計画管理について イ 監査結果及び意見 (フ) 事業計画の進捗状況の管理について
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	<p>当初の事業計画と現在の事業計画がともに示されていて、事業に変更が発生している状況を正しく報告しなければならない。</p> <p>また、事業計画の精度を高めて、本当にあとどれだけの費用発生が見込まれるのかが把握されるとともに、過大な費用の発生が見込まれる状況になった場合には、それを抑制するための施策を十分に講ずることによって、計画値の中に収める努力が常に行われなければならない。</p>		
措 置 状 況			
<p>事業計画を変更した場合は、平成13年度から「事業報告書」に変更内容等を記載した。</p> <p>事業を取り巻く社会経済情勢に的確に対応するため、事業計画変更の必要性が生じた場合は、現況及び将来を見据え、かつ事業費の抑制策について検討を加えるなどし、適正な計画変更を行うこととする。</p> <p>なお、大幅な費用の増加が見込まれる状況になった場合には、事業内容を改めて精査・分析・工夫・検討し計画値の範囲内に収める努力を払っている。</p>			

番 号	29	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (3) 計画管理について イ 監査結果及び意見 (4) 計画上における計画値の変更管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	事業計画で想定されたよりも費用が過大に発生しているのであれば、費用が計画値に対して過大であったことを正しく「報告書」に報告しなければならない。もし、過大な費用が発生しているのであれば、そのことを明らかにした上で、適切に分析して、それへの対応策が検討され、対策の実行結果が評価されて報告されなければならない。		
措 置 状 況			
事業計画を変更した場合は、平成13年度から「事業報告書」に変更内容等を記載した。計画値に対して大幅な費用の増加等が見込まれる場合には、事業内容を改めて精査・分析し、事業費節減の観点から検討を加える。			

番 号	30	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (3) 計画管理について イ 監査結果及び意見 (ウ) 精算手続きについて
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	精算時にまず事業計画の変更を行ってから、実績があたかも事業計画にぴったり一致して事業が完了したように報告することは、事業が当初計画で想定したものと乖離しているのかどうか評価できない。 何が当初より過大となったのか、また過小となったのかそれを明確に表示して、問題分析を行い、将来における他の事業の管理に役立たせることが検討されなければならない。		
措 置 状 況			
精算時に、当初計画からの変更内容について分析・検討作業を行い、今後、他の事業の事業管理に反映できるようにする。 なお、平成13年度から、事業計画を変更した場合、「事業報告書」に変更内容等を記載した。			

番 号	31	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (3) 計画管理について イ 監査結果及び意見 (エ) 内陸工業用地の業務量の発生状況について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	「内陸工業用地」に関しては合算したものを全体計画とその進捗として報告するのではなく、地区別にそれぞれの事業計画に対応して事業の進捗を報告すべきである。		
措 置 状 況			
平成12年度の「事業報告書」から、工業団地別に事業計画に対応した進捗状況を「内陸工業用地明細表」として掲載した。			

番号	32	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (3) 計画管理について イ 監査結果及び意見 （ウ）事業計画を抜本的に見直しする仕組みについて
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	地方公営企業であるという性格を考慮し、事業環境が変化したかどうかを定期的に評価し、その影響を判断しつつ、さらに進めるべきか、方向を変えるべきか、事業の継続をうち切るべきかを判断して、速やかな対応へとつなげるしくみを早急に構築すべきである。		
措 置 状 況			
「企業庁経営戦略プラン」の策定を通じて、次のとおり事業見直し基本方針を決定した。 ①新規の土地造成は行わないこと ②計画中及び用地買収中の事業は中止とすること ③用地買収が終了し造成未着手の事業は、進出企業が見込めない間は造成を行わないこと ④造成中の事業は、今後の投資、分譲見込み等から継続・中止等を判断すること			

番号	33	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (3) 計画管理について イ 監査結果及び意見 （ウ）「報告書」における「全体計画」について
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	「報告書」では「事業計画」に基づいて進捗が報告されなければならない。便宜上使用している「全体計画」という名称は、明確な根拠を持たないので、「報告書」に使用することは適当でない。		
措 置 状 況			
平成12年度の「決算及び事業報告書」から、「事業計画」で統一した。			

番号	34	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (4) その他 ア 「報告書」における事実の記載について
指 摘 （意見） 内 容 （要約）	過去の「報告書」で報告されている事項に対する変更が行われている場合や、負担金の処理が行われて当初計画を変更せざるを得なかった場合などは、その事実と理由が「報告書」に明確に報告されなければならない。		
措 置 状 況			
事業計画を変更した場合は、平成13年度「事業報告書」から、変更内容等を記載した。			



番 号	35	事項名	4 土地造成整備事業の執行の体制及び計画管理の状況について (4) その他 イ 費用管理の構造について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	地区ごとに異なる費用の管理構造を同一の管理構造に移行すべきである。 少なくとも会計処理及び業務を把握する際の費用の基本構造は、どの地区のものであっても企業庁内では同一であるべきである。		
措 置 状 況			
極力同一の費用管理構造とするため、平成15年度「事業報告書」から予算科目による業務量の表示をした。			

番 号	36	事項名	6 その他 (1) 他会計への費用分担について イ 問題の所在と判断 (エ) 意見
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>他会計との資金・費用負担を行うに当たっては、その当否について十分な検討を行うとともに、形式的な予算・決算の報告だけでなく、事業上重要な事項については、その都度議会に報告し、必要な場合は議会の議決を得るべきである。</p> <p>千葉県企業庁の各公営企業間で取引行為を行う場合には、企業庁の外部に対して行う取引行為等よりも更に厳格に業務上の必要性や妥当性を検討する習性をつける必要がある。千葉県企業庁の各地方公営企業間で取引行為等を行う場合の取扱や趣旨を規定・マニュアル等に盛り込むとともに、各構成員の指導教育を行う必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>他会計との取引行為を行うに際しては、外部との取引行為と同様に、その必要性・妥当性について十分に検討を行った上で実施している。</p> <p>また、議会に対しては、その都度提案し承認を得て取引を行っている。</p> <p>なお、土地造成整備事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金については、平成13年度をもって木更津南部地区への新規の貸付を終了し、房総臨海地区への新規の貸付については、16年度以降、行わないこととした。</p>			

番 号	37	事項名	6 その他 (2) 他の特別会計に対する貸付金の貸付手続等に関する 問題点 イ (意見)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	貸付を行う際に回収の確実性(回収スケジュールとその実現可能性)を十分に検討し、貸付当初より回収実現性に疑念がある場合には、貸付に至る詳しい理由や回収原資獲得見込みの内容及びその可能性及び返済不能となった場合の返済原資の手当の方針等を明確にした報告を議会に行い、議会の決議を得るべきことに留意する必要がある。		
措 置 状 況			
<p>他の特別会計への貸付については、貸付に際し、その妥当性、回収の可能性等について検討を行っており、議会に対しては、その都度提案し承認を得ている。</p> <p>なお、土地造成整備事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金については、平成13年度をもって木更津南部地区への新規の貸付を終了し、房総臨海地区への新規の貸付については、16年度以降、行わないこととした。</p>			

部・課名 管理部事業整理課

番 号	38	事項名	6 その他 (3) 公共施設の管理について イ (意見)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	整備済の公共施設等については、早急に引継を完了すべく引継の協議に一層の努力が必要である。		
措 置 状 況			
<p>整備済の公共施設等については、最終管理者である市町村等への早期引継ぎが重要と認識しており、これまで最終管理者との移管協議の充実、現場立会い及び計画的な施設の補修工事を実施するなど積極的に取り組んできており、平成14年度は公園など31ヘクタール、15年度は道路など46ヘクタール、16年度は道路など67ヘクタールを引き継いだ。</p> <p>今後も、早期引継ぎに向け、これらの取組を一層強化し、早期解決に向け努力していく。</p>			

2 平成13年度分

(1) かずさアカデミアパーク構想に係わる予算の執行状況とこれに係わる財政的援助団体の財務事務及び経営の管理について

部・課名：商工労働部企業立地課

番号	1	事項名	1 かずさアカデミアパーク構想の概要 (1) かずさアカデミアパーク構想の現況と今後の見通し
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>第1期地区は、基盤整備がおおむね完成してからすでに6年が経過しているが、企業等の立地は進んでいない。          今後も多額のランニングコストが必要とされ、千葉県の長期的な財政負担となる事業であるため、今後の重点施策の中で計数等に基づき事業を再評価し見直しを行っていく必要がある。          第2期地区については、事業着手はまったく見通しが立っていない。</p>		
措 置 状 況			
<p>バイオ関連企業やベンチャー企業等の重点的な誘致活動に取り組むとともに、土地利用の規制緩和など、企業が立地し易い条件整備にも努め、平成14年度以降、次の施設が開所している。</p> <p>平成14年4月 製品評価技術基盤機構 生物遺伝資源保存施設          平成14年10月 佐藤製薬かずさアカデミア工場          平成15年4月 製品評価技術基盤機構 生物遺伝資源開発施設          平成15年7月 河村産業かずさ事業所          平成15年9月 伊藤忠商事 かずさアカデミアパークレンタルラボ          平成16年4月 中小企業基盤整備機構 かずさバイオインキュベータ          平成17年5月 かずさDNA研究所バイオ共同研究開発センター          平成17年6月 研究者用長期滞在施設パークハウスかずさ          平成17年8月 児玉工業㈱本社工場</p> <p>かずさアカデミアパークが、「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト基本構想」で融合生命科学の研究開発拠点及び国際的な研究開発交流拠点に位置付けられたことを踏まえ、新たな展開として、平成16年度から、かずさDNA研究所を中心に県内の大学や企業等と連携して、産業化に向けた共同研究を数多く展開する「かずさバイオコンビナート事業」を推進し、県内産業への波及効果の増大を目指している。</p> <p>また、国内外からかずさに集う研究者向けに、快適な環境を提供するため、民間資金を活用して、新たに長期滞在施設を整備したところである。</p> <p>第2期地区については、今後の社会動向や第1期地区の進捗状況を見極めながら、地元市等と連携のもとに対応していくこととしている。</p>			

番 号	2	事項名	1 かずさアカデミアパーク構想の概要 (2) 現況に至る原因の分析
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>経済情勢に応じた立地条件規制の緩和等、企業にとって進出しやすい条件になるよう見直しを検討すべきものとする。</p> <p>なお一層、交通アクセスの改善に向けた努力が必要である。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成 15 年 7 月に土地利用の大幅な見直しを行い立地条件の規制の緩和を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築用途規制の緩和 住宅、保育所、専ら製造のみを目的とする工場、商業施設(沿道)の建築を可能にする</li> <li>・ 敷地面積の最低限度の引下げ 5,000 m<sup>2</sup>⇒3,000 m<sup>2</sup></li> <li>・ 建ぺい率、容積率の上限引上げ 建ぺい率 40%⇒60%、容積率 150%⇒200%</li> <li>・ 緑地率の緩和 概ね 6 割 (55.1%) ⇒概ね 4 割 (35.1%)</li> </ul> <p>交通アクセスの改善については、平成 14 年 10 月に行政・立地企業等による「交通アクセス向上協議会」を設置し、平成 16 年 5 月 6 日から JR 木更津駅～かずさ間の新規路線バスの運行を開始したところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便数 15 便から 30 便に増大</li> <li>・ 運行時間 最終時刻 午後 6 時 30 分から午後 9 時に変更</li> </ul> <p>今後、かずさバイオコンビナート事業の推進や企業等の立地により、国内外から多数の研究者が訪れることから、東京駅からの直通高速バスの必要な増便について関係機関に働きかけることとする。</p>			

番 号	3	事項名	1 かずさアカデミアパーク構想の概要 (2) 現況に至る原因の分析
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>かずさアカデミアパークは、全体として知名度が低い。機会を利用してマスコミを通じて PR できる機会を増やす等、より効果的な広報活動が必要と考える。</p>		
措 置 状 況			
<p>かずさ DNA 研究所の研究成果の国内外への発信、パーク内での各種行事、イベントや学術会議等の広報、都内や関西での展示会への参加などにより、知名度の向上に努めている。</p> <p>また、より効率的で効果的な広報を行うため、ホームページの充実に取り組んでいる。</p>			

番 号	4	事項名	2 かずさアカデミアパーク構想に係る千葉県の出 検討 (4) かずさアカデミアホールの運営委託料について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>かずさアカデミアホール運営業務については、かずさアカデミアパークの中核的施設である県立ホールと同社施設の一体的効率的運営を図る等の理由から、同社に随意契約で委託しているが、委託料の積算に当たっては次の問題点について改善を図り、一層の経費節減に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算方法、積算根拠が十分でないこと。</li> <li>・必要とされる業務量や、実際に行われている業務量の実態把握が十分でないこと。</li> <li>・誘致業務や会議室等の利用調整業務の範囲が明確でないこと。</li> </ul>		
措 置 状 況			
<p>委託料の積算に当たり、業務の内容及び範囲の明確化並びに業務量及び単価の根拠の明確化に努めることにより大幅な見直しを行い、14年度以降経費節減に努めており、17年度当初予算における委託費は461,175千円であり、外部監査で指摘された13年度の574,770千円に比べ約2割の節減となっている。</p>			

番 号	5	事項名	2 かずさアカデミアパーク構想に係る千葉県の出 検討 (5) 土地の賃貸借について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>利用予定のない土地を県が賃借し続けることに合理性は乏しく、早急に、土地利用の予定や転貸見込等を再検討の上、対応策を講ずる必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>当該借地は期間を設定し県が借りているが、平成15年7月に土地利用の見直しを行い、工場、住宅、物販等の建築を可能にするとともに最低敷地面積の引き下げ(5,000㎡⇒3,000㎡)を行うなど、多様な施設の立地を可能にし、土地利用の促進を図っている。</p>			

番 号	6	事項名	2 かずさアカデミアパーク構想に係る千葉県の出 検討 (5) 土地の賃貸借について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>県借地の地代の見直しに際しては、土地の価格の上昇・低下その他経済情勢の変動を十分に反映させるため、土地(地代)の鑑定評価を採るなどにより、地代を適正な水準にする必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>16年度からの改定に向け、15年度に地権者と賃料見直しの協議を行ったが、合意に達しなかったため、調停の場で協議を行い、平成16年7月に「416円/㎡+税相当額」で合意に達した。</p>			

番 号	7	事項名	2 かずさアカデミアパーク構想に係る千葉県の歳出の検討 (6)「かずさアカデミアパーク街づくり協議会」に対する負担金
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	「かずさアカデミアパーク街づくり協議会」に対する負担金が適正かつ効率的に使用されているかどうか定期的にチェックし、不合理な支出が発生しないようにすることが必要と思われる。		
措 置 状 況			
「かずさアカデミアパーク街づくり協議会」においては、監査を的確に実施するとともに、事業実施に当たり、構成員による意見交換を密にし、事業費の明確で効果的な使用が図られるよう努めているところである。			

番 号	8	事項名	2 かずさアカデミアパーク構想に係る千葉県の歳出の検討 (7)「かずさアカデミアパーク研究所等立地推進協議会」に対する負担金
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	「かずさアカデミアパーク研究所等立地推進協議会」における HOT LINE 郵送等委託料については、その算定根拠を明確に把握しておき、毎年度それが妥当かどうか、委託料の低減の余地はないか等の検討を行うべきである。		
措 置 状 況			
広報誌 HOT LINE 郵送等について業務量及び単価の根拠の明確化に努め委託費の低減を図るとともに、事業効果の再検討を行い、平成 15 年度で発行を休止しているところである。 なお、広報についてはホームページの充実により対応している。			

番 号	9	事項名	2 かずさアカデミアパーク構想に係る千葉県の歳出の検討 (8) その他 (㈱かずさアカデミアパークが借入を行っている金融機関に対し千葉県が提出した文書について)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	千葉県は、㈱かずさアカデミアパークが借入を行っている金融機関に対し、同社の借入金債務に関して迷惑をかけない旨の文書を提出している。千葉県からは、法的な問題はないとの説明を受けたが、債務保証又は損失補償に該当する可能性を否定しきれない。本件のように、法的性格にあいまいさが残る文書を提出するような行為は、行政として慎重な対応が望まれる。		
措 置 状 況			
当該文書については、県としての姿勢の表明であり、今後、文書提出の場合には、法的性格等を十分検討の上、慎重に対応していく。			

番 号	1 0	事項名	<p>3 財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所の財務事務及び経営管理について</p> <p>(2) 「財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所」の位置づけと運営上の鍵</p> <p>ア 研究費に対する資金手当について</p>
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>研究費については、設立の経緯から千葉県補助によって賄われているが、今後は外部資金の導入を含め、資金の確保について積極的な取組がなされるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部資金の獲得</li> <li>・ 共同研究による資金負担の軽減</li> <li>・ 後年度に発生することが計画されている高額設備機器の購入に充当するための引当金の積立等</li> </ul>		
措 置 状 況			
<p>外部資金については、平成 12 年度に導入して以来、これまでに 6 件、累計額約 8 億円（平成 16 年度末）獲得している。特に、平成 14 年度に NEDO プロジェクト（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）を受託したことで、研究費における外部資金の割合が 20 パーセントを超えるようになっている。</p> <p>平成 17 年度には、科学研究費補助金（文部科学省）を申請し、9 件採択されるなど、財団自身も研究資金獲得に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、民間企業等との共同研究にも積極的に取り組んでおり、これまでに 104 件（平成 17 年 6 月現在）の特許出願を行っている。平成 17 年 5 月には、研究所の付属施設として「かずさバイオ共同研究開発センター」が開所し、研究所の研究成果等を活用した実用化に向けた研究にも取り組んでおり、常時複数の産学官共同研究プロジェクトを展開している。</p> <p>このような共同研究により、優れた知的財産等を蓄積し、産業界へ移転していくことで事業収入の確保を図り、研究資金に充てられるよう取り組んでいる。</p> <p>研究機器については、国際水準の研究を維持していくために定期的に研究機器を更新していく必要があるが、現在の県及び財団の財政状況では引当金の積立は厳しいことから、外部資金も活用して研究機器を整備している。</p>			

番 号	1 1	事項名	3 財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所の財務事務及び経営管理について (2) 「財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所」の位置づけと運営上の鍵 イ 研究所における組織の活性化に関する取り組みの状況について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>研究活動が活性化された状態を維持するため、組織の制度的な側面の充実を検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外の優秀な研究者との交流、若い力の導入を円滑に進めるための制度のさらなる検討</li> <li>・ 平成 13 年度にスタートした任期付雇用の任期更新を判断するための研究成果の評価制度を実現するとともに、年棒制の導入、裁量労働制の充実等を図り、平成 12 年度までの採用者についても流動性の高い制度への移管を魅力あるものとする</li> <li>・ 研究所の人件費が固定的に増大することを防止する策の検討</li> </ul>		
措 置 状 況			
<p>1. 国内外の優秀な研究者との交流を図るため、国際、国内ワークショップを開催し、海外及び国内の優秀な研究者を招き、最新の研究内容を発表するなどの機会を設けたり、大学や企業等との共同研究に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、若い力の導入を進めるため、35歳未満の者を採用する特別研究員制度（平成 17 年 4 月現在 5 名）や研修生の受入れなどを推進している。</p> <p>さらに、平成 16 年度から科学研究費補助金（文部科学省）の申請対象団体に認定され、研究者個人が研究費補助金を獲得することが可能となるなど研究活動の活性化を図っている。</p> <p>2. 人件費が年々増大することを防止するため、平成 13 年度以降、研究者の採用については、採用から 3 年間は単年度雇用とし研究者の資質の見極めを行う任期付き雇用制度により研究者を採用している。</p> <p>また、民間企業等からの出向職員や人材派遣会社からの派遣職員の活用などの方策を推進している。</p>			

番 号	1 2	事項名	3 財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所の財務事務及び経営管理について (3) 物品の管理その他 ア 試薬の管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>試薬の管理は、組織の実状を勘案して適切な内部統制を整備し、検収担当者（納品書受領者）と請求書受領者の分離、台帳による受払管理とこれに基づく定期的な棚卸の実施、貸借対照表への資産計上を行うべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成 14 年度から、試薬の管理については、検収担当者（事務局）と請求書受領者（研究者）の分離を図るとともに、受払簿を作成し、6ヶ月ごとに棚卸を行い定期的に確認するとともに、適正な管理を行うよう指導を行い、管理の適正化に努めている。</p> <p>なお、貸借対照表への計上に当たっては、公益法人会計基準上、試薬は消耗品であることから、貸借対照表には計上していないが、長期間にわたって過剰な在庫を抱えることのないように指導している。</p>			



番 号	13	事項名	3 財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所の財務事務及び経営管理について (3) 物品の管理その他 イ 有形固定資産の管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	有形固定資産（建物、研究用機器等）の管理台帳を早急に整備し、適正な管理をしなければならない。		
措 置 状 況			
平成14年度に管理台帳を整備し、適正な資産管理を行うよう指導を行い、管理の適正化に努めている。			

番 号	14	事項名	3 財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所の財務事務及び経営管理について (3) 物品の管理その他 ウ 退職給与引当金について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	退職金の支給に充てるための退職給与引当金を計上する必要がある。		
措 置 状 況			
平成16年度に予算の範囲内で退職給与引当金を計上したところである。ただし、財団の財政状況が厳しいことから、引続き予算の範囲内で積み立てるとともに、県としてできる限りの支援を行い、財団の自主財源の確保を図りながら、できる限り早く必要な額が積み立てられるよう長期的な視点での対応について検討している。			

番号	15	事項名	4 株式会社かずさアカデミアパークの経営管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>株式会社かずさアカデミアパークは、多額の償却費等の負担により経常損失を計上しているが、今後も、企業立地の遅れ等から厳しい経営状況が続き早期の経常黒字化は困難であり、また、近い将来の資金不足も予測されている。そのため、同社は営業努力や経費節減等に加え、資金繰り上必要な施策を盛り込んだ経営改善計画を早期に策定する必要があり、他方、県は同計画の策定及び推進を支援する必要がある。</p> <p>また、「アクアかずさ」については、地域特性を十分に研究し、新しいニーズにあった会員サービスに努める等、会員数の安定拡大を図り収支構造のさらなる改善を図る必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>株式会社かずさアカデミアパークは、平成14年11月に、営業強化や経費節減による収益増を内容とする経営改善計画を策定し、同計画を推進中である。</p> <p>平成15年3月に千葉県行政改革推進本部において、金融機関と連携した支援を行う方針を決定した。</p> <p>これを受けて、平成16年度より、県及び地元市は、同社が金融機関から資金を借入れるに際して損失補償を行っている。</p> <p>「アクアかずさ」については、平成14年度から、プールエリアのみ利用可能な「プール会員」の新設、タウン誌広告の増加、入会キャンペーンの強化、レッスンプログラム数の増加、営業時間・営業日の増加等を実施することにより、会員数の安定拡大を図り収益改善に努めているところである。</p>			

(2) 千葉県道路公社の財務事務及び経営管理について

部・課名 県土整備部道路計画課

番 号	1	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (1) 現金の管理について イ 直営管理事務所
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>鴨川有料道路管理事務所 現金の管理については、全体としてはおおむね適正であると判断した。 ただし、簿外現金の存在は問題があるため、改善が必要である。 過剰金は過剰金として、不足金は不足金として区分し帳簿に計上し、簿外現金を生じさせないようにすべきである。</p>		
措 置 状 況			
簿外現金処理を是正し、過剰金は過剰金として収入処理するようまた、不足金は不足金として帳票に区分し、オンライン処理により報告するよう平成14年4月から是正した。			

番 号	2	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (1) 現金の管理について イ 直営管理事務所
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>東金九十九里有料道路管理事務所 1 東金九十九里有料道路の現金の管理においては、現金棚卸時に必要かつ十分な資料が残されていない 2 不法通行車両による料金徴収不足額は、東金九十九里有料道路では相当な額に達している。 不法通行に相当する通行量がなかったものとして処理し、不足金として計上していない。 不足は不足として報告する体制に改善する必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>現金棚卸については、処理の手順を定めた規程を平成15年2月に制定し、適正に処理するよう改善した。 また、書類の保存期間については、処務規程及び営業帳票類取扱要領に基づき、1年保存管理するよう改善した。 不法通行による不足金については、管理事務所を指導し、平成13年12月から不足金は不足金として報告する体制に改めた。</p>			

番 号	3	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (1) 現金の管理について エ 不法通行について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	東金九十九里有料道路以外は公社の対策等により僅少な額にとどまっているが、東金九十九里では不法通行による不足金が相当な額に達しており、しかも増加傾向にあり看過できない問題となっている。 本質的な部分だけの小額の投資で済むため、現在平成 14 年度で措置を講ずるべく準備が進められているとのことであり、早期の実現が望まれる。		
措 置 状 況			
東金九十九里有料道路の不足金は、利用者の利便性を考慮し設置した簡易な左ハンドル用の硬貨投入機の不法通行による不足金が多いため、平成 14 年 8 月に左ハンドル用自動料金收受機を設置し、左ハンドルによる不足金は、解消した。 他の自動料金收受機設置路線（東総有料道路、鴨川有料道路、銚子新大橋有料道路）についても平成 15 年度末に設置し、不足金は解消した。			

番 号	4	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について ア 回数券の発注管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	回数券の印刷に関する契約に関しては、年度の必要量が管理事務所で見積もられた時点で、本社機構によってその必要量を速やかに評価した上で業者選定を行い、適切な契約行為が行われるべきである。		
措 置 状 況			
回数券の印刷の契約に関しては、翌年度必要販売見込みを通行券等発注計画により管理事務所から徴し、その内容を精査し、当該年度の必要量を確定し、印刷仕様書にまとめ、物品等入札参加適格者名簿より業者数社を選定し、見積書を徴し契約していたが、一部の契約に後追い契約があったので、事務処理を是正し平成 14 年度から適正な契約管理を行うよう徹底した。また、追加印刷が必要な場合も適正な処理を行うこととした。			

番 号	5	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について ア 回数券の発注管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	業者に対する検査、各管理事務所における管理状況に対する検査も、定められた手続きに従って実施し、その成果が報告され、その記録が保管されなければならない。		
措 置 状 況			
印刷業者に対する検査等は行っていたが、検査の報告書等の作成がなかったため、通行券等作成フロー、回数通行券等作成検査調書の規程を平成 15 年 2 月に制定し、適正に処理するよう改善した。 また、管理事務所における検査についても、検査手順及び様式の規程を平成 15 年 2 月に制定し、適正に処理するよう改善した。			

番号	6	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について ア 回数券の発注管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	「営業帳票類取扱要領」を現実的に実行可能な内容に改訂すべきである。受領した回数券について冊数と番号の接続を確認した後は、抜取検査のような方法が現実的である。		
措 置 状 況			
回数券の検収方法については、検収者・検収方法を見直し、「営業帳票類取扱要領」を平成15年2月に改定し、実施可能な方法に改善した。			

番号	7	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について イ 回数券の日常の管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	年間の販売実績と実際の回収実績を比較するなどによって、回数券の使用量に異常が発生しているかどうかを大枠でチェック出来るような手法を検討すべきである。 また、管理事務所と本社間における回数券の移動に関しては、その授受を示す書類を作成し、保管すべきである。		
措 置 状 況			
販売回数券と回収回数券の数量確認については、年1回実施していたが、平成15年2月から通行料金徴収月報により月ごとに本社で点検を行うなどチェックを強化した。 また、管理事務所と本社間の回数券の移動に関しては、通行券等送付書及び通行券等受領書により処理するよう平成14年4月から是正し、処務規程及び営業帳票類取扱要領に定める1年保存管理をするよう改善した。			

番号	8	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について イ 回数券の日常管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	委託販売先における販売については、いずれの委託先であっても月次管理されるべきである。		
措 置 状 況			
委託販売先の管理については販売数が少ない場合は年1回など、取扱いがまちまちであったため、平成15年2月に要領を改定し、すべての委託先から月次報告により処理するよう改善した。			

番 号	9	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について イ 回数券の日常管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	異常な残数となっている回数券は管理方法を十分に検討し、換金可能な「金券」を大量に保管することによるリスクの発生を最小限にすべきである。		
措 置 状 況			
外部監査で指摘のあった流山有料道路の回数券については、委託先の年間販売見込み数量の概ね5年間分を保管とし、残冊については、平成14年9月に本社に引き上げ、本社保管とした。			

番 号	10	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について イ 回数券の日常管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	管理事務所に対して行う検査は、定められた手続きに準拠して行われ、必要十分な内容をもつ報告書として報告され、保存しなければならない。		
措 置 状 況			
管理事務所の検査については、年1回実施していたが、報告書等の作成がなかったため、検査の手順及び様式を定めた規程を平成15年2月に制定し、適正に処理するよう改善した。また、書類の保存期間については、処務規程及び営業帳票類取扱要領に基づき3年保管するよう是正した。			

番 号	11	事項名	3 千葉県道路公社における現金及び回数券の管理について (2) 回数券の管理について ウ 管理事務所における回数券の管理について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	回数券の管理について、より合理的な統一された仕組み（業務プロセスとシステム）を検討し、それに伴う管理に関わる規程類を合理的な内容に改めるべきである。 また、「営業帳票類取扱要領」の規程どおり、本社は管理事務所の要請に基づいて業者に回数券の発注をした場合には納品される管理事務所に「回数通行券送付書」を送付し、管理事務所は本社が発注した回数券が確実に納付されたことを確認する必要がある。		
措 置 状 況			
回数券の管理については、有料道路管理事務所料金徴収業務規程等による統一した処理方式を各事務所に指導し、補助的な複数の受払簿の処理をなくすなど事務処理の簡素化を図り日々の確に把握出来るよう是正するとともに、オンライン化しているシステムで本社と各管理事務所において日々相互確認することとした。 また、「回数通行券送付書」については、平成14年6月から営業帳票類取扱要領の規程に基づき処理するよう是正した。			

番 号	1 2	事項名	4 維持改良費の支出について
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>維持修繕委託についての契約を行う際には、各有料道路の特性を踏まえて、毎年発生する工種を点検し、不確定要素をすべて排除することはできないまでも、ある程度実態に即した工種を積算の際に使用すべきである。</p> <p>さらに、個別の維持補修作業について、実際に発注を判断するための基礎データとなるような、委託費用を概算で把握できるような基準を整備することが求められる。これは過去に行われた個別の作業内容を分析すること等から得られるものと考えられる。</p>		
措 置 状 況			
<p>維持修繕委託は、緊急性の業務を含め契約しているが、平成 14 年度から委託設計の積算について、実態に即した工種を設定し、設計数量については、延長・各路線の特性・過去の実績等を考慮して適正な数量を設定するものとし、設定根拠を整理した。</p>			

3 平成14年度分  
 (1) 上水道事業関係 (水道局)

部・課名 管理部総務企画課

番 号	1	事項名	II-1 上水道事業における人員適正化と業務の効率化
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>現在の職員構成を見ると高齢化が進み、今後5年から10年の間に大量の退職予定者がおり、経営環境を大きく変えざるを得ない。          現場レベルでの現状の人員は1,176名であるが、民間の手法を用いて適正人員の試算を行った結果、現状の業務を続ける場合でも、306人の削減が可能であり、また、外部に業務委託を行った場合、さらに276人の削減が可能と考えられる。</p>		
措 置 状 況			
<p>本局・出先機関の再編など組織のスリム化や業務委託等により、平成15年度には52名、平成16年度には66名、平成17年4月21日現在では73名の職員数の削減を行った。          今後とも将来の職員数の動向を見極めながら、計画的な定員管理に努める。</p>			

部・課名 技術部浄水課

番 号	2	事項名	II-1 上水道事業における人員適正化と業務の効率化 (4) 水道局における業務内容と人員配置 ② 効率化の検討内容 (浄・給水場の運転管理業務の委託化等)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>外部委託の推進、IT化等を具体的に検討し、試算した適正人員を目標とした経営改善を推進することが必要である。</p>		
措 置 状 況			
<p>浄・給水場の運転管理業務については、平成15年度に柏井浄水場東側排水処理運転業務を、従来の局職員と委託業者の合同業務からすべて委託業務とした。          今後も浄・給水場の運転管理業務の委託化・遠制化については、退職者の推移等を踏まえ、順次実施していく計画である。</p>			

部・課名 管理部総務企画課

番 号	3	事項名	II-2 水需要の見通しと施設計画 (1) 水需要の見通し
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>水需要の見通しが施設計画の基礎となり、今後巨額な投資が行われることになるが、給水人口及び一人当たり一日最大給水量が予測どおりに増加しない場合には、施設供給能力に余剰が発生するおそれがある。一人当たり一日最大給水量が増加しつづけるかどうかについて慎重な検討が必要であり、これにより施設計画の見直しが必要である。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成12年度に策定した5か年事業計画(H13~H17)について、水需要の推計とこれに合わせた施設計画の見直しを、平成16年3月に行ったところである。          今後、平成18年度から平成22年度までの次期5か年事業計画を策定することとしており、この中で、計画策定にあたっては、水需要推計について十分検討を行ったうえ、過大な施設計画にならないようにする。</p>			



番 号	4	事項名	II-2 水需要の見通しと施設計画 (2) 施設計画
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>(仮称)江戸川浄水場の第2期工事の必要性については、給水コストを引き下げる観点から、施設規模や建設時期などについて、水需要見直しと合わせて、水源、現有施設能力、広域水道企業団からの受水量及び建設コスト等の面から外部の専門家を交えた委員会等により総合的に検討することが必要である。</p>		
措 置 状 況			
<p>(仮称)江戸川浄水場の第2期工事は、既存の栗山浄水場を廃止し、新浄水場に統合するものであり、平成14・15年度に栗山浄水場の老朽度調査を実施し、学識経験者で構成する「老朽度診断委員会」において施設の耐久度等を検討してきたところである。</p> <p>この結果、「土木構造物・建築物では補修や耐震補強を、電気・機械設備では更新・改修を行うことにより、30～40年程度使用できる。」との報告を受けている。</p> <p>この報告を踏まえ、第2期工事についての検討は、当分の間行わないこととしている。</p>			

番 号	5	事項名	II-2 水需要の見通しと施設計画 (3) 房総導水路系の水源
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>房総導水路を水源とする浄水場の建設計画については、他の浄水場の能力や給水区域毎の水需要の動向を勘案のうえ、再検討の余地があると考えます。</p> <p>さらに、水需要の見通しを修正するたびに施設の建設時期を単に延ばすのではなく、配水区域別の水需要や浄水場の給水能力、周辺企業団の受水量を勘案のうえ、将来の施設の建設計画を根本的に見直し、同水源の有効利用について検討すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>房総導水路系浄水場については、房総臨海地区工業用水道の県保有水の上水への転用を図る水源調整計画に基づき、指摘にある先に取得した水源と、水源調整計画により新たに取得する水源を合わせて建設することとしている。</p> <p>この水源調整計画は、将来の水需要とともに、各関係機関の既存浄水場の給水能力や各関係機関相互の水運用などを総合的に勘案のうえ策定されたものである。</p> <p>なお、房総導水路系浄水場の稼働時期等については、今後の当局や関係企業団等の水需要などを勘案し、先行投資とならないよう、かつ、安定給水に支障が出ないよう検討していくこととしている。</p>			

番 号	6	事項名	Ⅱ-3 引当金関係 (1) 退職給与引当金
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>今後、多額に発生する職員退職金を如何にして費用化して行くのか、早急に検討する必要がある。</p> <p>平成 13 年度末現在の在職者 1,287 名に対する退職引当金の必要額を試算すると 17,556 百万円と計算され、15,064 百万円の不足が生じ、それだけ退職債務が認識されていないことになる。</p>		
措 置 状 況			
<p>当面の退職者の増加に対する退職給与金の支払に備えた繰入れについては、平成 13 年度予算から引当金への繰入方法を変更し、退職者のピークを迎える平成 22 年度までの退職予定者から見込まれる退職給与金の必要額を年度ごとに均等割した額(約 18 億円)を予算化し、当該年度の退職金支給後の予算執行残額を引当金へ繰入れる方法により、計画的に対応を行ってきたところである。</p> <p>今回、指摘を受けた在職する職員全員分の退職給与金の繰入れについては、短期間で繰入れられることは、多額であり経営上も困難であることから、引当金を積み増すことによる経営への影響等を考慮し、少なくとも今後 20 年間の期間内で計画的に繰入れられるようにするため、平成 15 年度から退職給与金予算額を毎年度約 20 億円措置することとしたところであり、今後も引き続き繰り入れることとしている。</p>			

番 号	7	事項名	Ⅱ-3 引当金関係 (2) 修繕引当金
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>平成 12 年度から修繕費の平準化を図る目的で、修繕引当金の計上を始めた。計上の根拠は、昭和 27 年に発布された「地方公営企業法及び同施行令に関する命令の実施についての依命通達」に基づき行っているが、公営企業法が「すべての費用及び収益をその発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない」と規定し、費用計上の平準化の弊害をうたっていることから見れば、この引当金は不要なものである。</p>		
措 置 状 況			
修繕引当金については、平成 15 年度をもって廃止した。			

番 号	8	事項名	Ⅱ-4 人件費関係 (1) 退職時の特別昇給
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>現状の評価方法によると、在職中において勤務成績が「良好」と評価されている者が退職時にほぼ一律に「在職中勤務成績が特に良好」と評価されることになり、在職中の評価と退職時の評価が整合を欠いている。</p> <p>退職時の特別昇給(1号給又は2号給)については、他の地方公共団体においても制度の見直しが行われているところがあり、水道局についても見直しが必要である。</p>		
措 置 状 況			
退職時の特別昇給は平成 17 年 4 月 1 日から廃止した。			

番 号	9	事項名	Ⅱ-4 人件費関係 (2) 企業手当
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>公営企業の業務が知事部局の業務に比べ特段の困難を伴うとは考え難い。          加えて、夜間勤務等の変則的な勤務については、別途手当が支給されているため、企業手当独自の存在意義は見出し難いと言える。          従って、企業手当に関しては支給根拠に合理性を欠くものであり、支給に関する規定の見直しを行うべきである。</p>		
措 置 状 況			
企業手当は平成 17 年 4 月 1 日から廃止した。			

部・課名 管理部業務振興課

番 号	10	事項名	Ⅱ-5 料金収納と債権の管理 (1) 給水停止処理 (2) 滞納発生の防止 ① 給水停止処理の厳格な運用
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>給水停止の実施は、料金収納担当者により異なるため、運用ガイドラインである業務関係事務手続きに基づき運用の徹底を図る必要がある。          給水停止処理の猶予は、その運用が担当者により異なっている。          給水停止処理を要領の原則に則り、多重債務者及び未収金の発生を未然に防ぐ必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成 16 年度は、収納課長会議を年 7 回開催して本局と出先機関また出先機関相互の情報の共有化と回収方法等の意見交換を行い、給水停止処理の厳格な運用について徹底を図った。          また、平成 16 年度には、滞納の発生から給水停止までの情報を一元的に管理するため、未納料金管理システムを導入し、滞納者の契約内容や所在確認及び接客履歴等を明確にし、併せて、多重債務者の発生防止等を図ることとした。</p>			

番 号	11	事項名	Ⅱ-5 料金収納と債権の管理 (2) 滞納発生の防止 ② 滞納債権の詳細把握の状況
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>滞納債権の内容と現状を把握できる資料を全ての営業所で定型的な様式で作成する必要がある。          また、滞納債権の最新の状況を把握するためには、月次の管理が必要である。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成 16 年度は、収納課長会議を年 7 回開催して本局と出先機関また出先機関相互の情報の共有化と回収方法等の意見交換を行い、滞納債権等の管理の徹底を図った。          また、平成 16 年度には、未納料金管理システムを導入し、滞納債権の最新の情報を各事務所において組織的に管理することとした。</p>			

番 号	1 2	事項名	Ⅱ-5 料金収納と債権の管理 (2) 滞納発生の防止 ③ 給水区域内転居者に係る滞納債権の回収 (データベース化)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	滞納者の状況把握は、各営業所単位で行っているにとどまり、水道局全体での情報共有化がなされていない。 本局において、情報管理を行う体制を構築する必要がある。		
措 置 状 況			
平成 16 年度に、収納課長会議を年 7 回開催して本局と出先機関また出先機関相互の情報の共有化と回収方法等の意見交換を行い、水道事務所間の情報交換の徹底を図った。 また、平成 16 年度には、未納料金管理システムを導入し、組織的に滞納者の状況把握を行うなど情報の共有化を図ることとした。 これにより、同一債務者に係る使用契約及び未納情報の把握が容易になるとともに、早期に組織的な未収金回収処理等を図ることとした。			

番 号	1 3	事項名	Ⅱ-5 料金収納と債権管理 (3) 不納欠損処理における問題点 ① 回収可能と考えられる未収金の不納欠損処理
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	未収金の不納欠損処理の前に欠損処理が妥当か否かの検討を十分に行う必要がある。		
措 置 状 況			
未収金の不納欠損処理については、転居先等の調査を十分に実施した後に、欠損処理が妥当か否かの検討を行い、適切な欠損処理を行なうよう通知し、その徹底を図った。 なお、平成 16 年度に未納料金管理システムの導入によって、未収履歴等が明確になることから、時効の中断等などの不納欠損事案の適否をチェックし、適切な処理を行なうこととした。			

部・課名 管理部財務課

番 号	1 4	事項名	Ⅱ-6 固定資産関係 (1) 公用車の廃止可否
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	運転技師のコストや車両の維持費(年間 1 千万円程度掛かる)を含めた総コストを考え、ハイヤーやタクシーを利用した場合と比較して、公用車が業務上どうしても必要なものか検討すべきである。さらに、運転技師が複数名待機していることの必要性についても、同様に検討を要する。 本庁においても稼働率が低い場合には、知事部局への配転等も検討すべきである。		
措 置 状 況			
公用車の運転業務は職員自ら行うこと等とし、運転職員付き公用車は、運転職員の退職時期や業務量を見極め、廃止していく。			

番 号	15	事項名	Ⅱ-6 固定資産関係 (2) 公舎・職員住宅の有効利用
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>水道局では一戸建て公舎7戸及び集合住宅8棟(194戸)を所有しているが、利用度が著しく低いものがある。</p> <p>公舎については、一戸建て2戸を除いてすべて空き家である。</p> <p>職員住宅については、現在入居しているものは106戸(利用率54.6%)で、半分近くが空き家である。</p> <p>このため、老朽化して修繕費等のかさむ住宅や公舎については、取り壊して土地の売却を進めるべきと考える。</p> <p>また、公舎の利用は水道局の職員のみ限定しているが、水道局以外の県職員にも門戸を広げることを検討すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>公舎については、平成15年4月末まで7戸の公舎すべてが空き家となった。当該公舎は、耐用年数を経過し老朽化しており、改修は困難な上、新規入居希望者もなく、入居対象者を広げての活用も見込めないため、平成15年8月28日付けで用途を廃止し、17年2月までに3戸を取り壊し、そのうち2戸の用地については、16年12月に処分した。残る1戸の用地については、平成17年度中に処分する予定である。今後も、逐次取り壊すこととし、用地については、処分する方向で検討していくこととする。</p> <p>職員住宅については、老朽化した住宅、入居率の低い住宅について整理を進め、管理戸数を減少させ、全体の維持管理経費の節減を図る。また、供用廃止した住宅4棟(103戸)は平成17年度中に解体し、その用地については、同年度中に処分する予定である。</p> <p>なお、残り4棟(91戸)の平成17年6月1日現在の入居率は53.8%となり、水道局職員以外の利用者は、20名である。</p>			

番 号	16	事項名	Ⅱ-6 固定資産関係 (3) 滞留支給材
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>平成14年3月末現在、滞留支給材86,856千円保管されている。</p> <p>これは平成12年度から工事業者への材料支給材制度を廃止したためである。</p> <p>このため、使用されないものもあるので早急に対策を検討する必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>工事材料として使用してきたが、平成16年度末に損傷等で使用できない材料65,260千円については処分し滞留支給材は解消した。</p>			

番 号	17	事項名	Ⅱ-6 固定資産関係 (4) 固定資産の実査
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	水道局財務規程第 104 条によれば、実査の責任者は財務課長であり、現状では、これらの財務規程が遵守されていない。 財務規程に従い固定資産の実査を実施すべきである。		
措 置 状 況			
固定資産の適切かつ効率的な管理を行うため、平成 15 年 4 月 1 日付で千葉県水道局財務規程の改正を行い、固定資産の実査は所属長が行うこととした。 なお、この規程に基づき毎年 1 回、各所属で実査を実施していく。			

番 号	18	事項名	Ⅱ-6 固定資産関係 (5) 量水器の減価償却計算
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	水道局の所有する量水器については取替法を採用しているが、現在のコンピューターシステムでは、新規取得資産について取得の翌年度に 50% の償却を行ったのと同じ結果になっている。 このため、平成 13 年度で見ると 31,365 千円の過大償却になっている。		
措 置 状 況			
平成 16 年度分新規取得の量水器から年度別に償却し、適正な減価償却費を計上していく。			

番 号	19	事項名	Ⅱ-6 固定資産関係 (6) 量水器の数量管理
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	量水器のたな卸結果が固定資産台帳の数量と照合されていない。平成 14 年 3 月末現在の一般 20 ミリの数量は、固定資産台帳上では 630,190 個、業務課で把握している数量は 631,556 個で 1,366 個の差異がある。差異の内容を追及し、適切な会計処理を行う必要がある。		
措 置 状 況			
平成 16 年 1 月・2 月末現在の設置数及び在庫数をそれぞれ調査し、平成 16 年 3 月に固定資産台帳と突合を行い修正した。			

番 号	20	事項名	Ⅱ-7 繰延勘定 (1) 補助簿の記帳 (補助簿の記載誤り)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	平成 10 年度の未収金、未払金等の年度末残高を次年度に入金処理、支払処理した際、補助簿に当該仕訳の記帳がなかった。 このため、平成 10 年度の次年度繰越高と平成 11 年度の前年度繰越高が一致していなかった。		
措 置 状 況			
補助簿の記帳漏れ及び平成 10 年度から 11 年度への繰越高の未収金、未払金等勘定科目の差異について、平成 16 年 2 月に修正し、繰越高を一致させた。			

番 号	21	事項名	Ⅱ-7 繰延勘定 (2) 耐震診断調査費の繰延資産計上
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	耐震診断調査費を繰延勘定に計上しており、地方公営企業法施行令第 26 条の規定から逸脱している。		
措 置 状 況			
耐震診断調査費の繰延資産への計上を取りやめ、平成 15 年度に特別損失として 16,820 千円を費用に計上した。			

番 号	22	事項名	Ⅱ-7 繰延勘定 (3) 繰延勘定償却残高 ①企業債発行差金の償却計算と残高
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	企業債発行差金の平成 7 年度計上分につき、消費税分を取得価格に加えていたため、平成 8 年度から平成 11 年度分までの 4 年間について過大に減価償却していた。 また、平成 12 年度以降は適正な価額で償却しているが、遡及して訂正しなかったため残高が誤ったままになっている。 過大償却額は約 539 千円である。		
措 置 状 況			
企業債発行差金の過大減価償却額約 539 千円については、平成 14 年度において償却額を減額修正し、適正化を図った。			

番 号	23	事項名	Ⅱ-7 繰延勘定 (3) 繰延勘定償却残高 ② 繰延勘定の開発費（プログラム開発費）の償却計算と償却後残高
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>財務会計システム二次開発につき、消費税分を取得価額に加えていたため、平成10年度及び平成11年度の2年間について過大に減価償却していた。</p> <p>平成12年度以降は適正な価額で償却しているが遡及して訂正しなかったため、残高が誤ったままになっている。</p> <p>過大償却額は約410千円である。</p>		
措 置 状 況			
平成10年度及び平成11年度の当該開発費の過大償却額約410千円については、平成14年度において減額修正し、適正化を図った。			

番 号	24	事項名	Ⅱ-8 会計帳簿等の管理 文書等の保存
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>水道局では「千葉県水道局財務規程」には総勘定元帳、補助簿、支払証拠書類についての保存規定がなく、「千葉県水道局行政文書の管理に関する規程」第10条により、「出納その他の財務会計に関する文書で重要なもの」に該当すると判断して、保存期間は5年間としている。</p> <p>実務上は、事務連絡「消費税関係書類に係る文書の保存について」（平成10年5月26日経理課計理係）により、消費税にかかるもの（伝票日計表と伝票）は7年間保存している。</p> <p>しかし、平成10年度、平成11年度において保存されていない文書があり、この事務連絡は徹底されていないといえる。</p> <p>「千葉県水道局財務規程」において別途、消費税法の規定等を勘案のうえ、元帳、補助簿、伝票、証拠書類等の保存期間を明確に規定すべきである。</p>		
措 置 状 況			
平成15年4月1日付けで千葉県水道局財務規程の改正を行い、元帳は10年間、補助簿は5年間、会計伝票及び伝票日計表は7年間とそれぞれ保存期間を定め、帳票類の保存期間の徹底を図った。			



番 号	25	事項名	II-9 消費税及び地方消費税の申告 消費税の還付
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>課税売上に係る消費税の計算式</p> <p>[現 状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税抜収入金額の年度合計額 (千円未満切り捨て) ×4% (消費税：国税分) (請求1件ごとに端数切捨てを行っている)</li> </ul> <p>[正しい計算式]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税込収入金額の年度合計額 ×100/105 (千円未満切り捨て) ×4% (端数切捨ては1回のみ)</li> </ul> <p>以上のことから過大納付している</p>		
措 置 状 況			
<p>平成14年度分から課税売上に係る消費税の計算式を「税込収入金額の年度合計額×100/105 (千円未満切り捨て) ×4%」に改めた。 なお、平成13年度分については、税務署の更正通知に基づき、平成15年4月18日に過大納付分の還付を受けた。</p>			

番 号	26	事項名	III-1 水道料金の減免 千葉市等との協定に基づく水道料金の減免
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>千葉県水道局は、千葉市外8市と締結した協定書により水道局は市立小・中・高等学校及び市営プール用水等の水道料金を減免し、市は道路占用料を減免している。</p> <p>市が道路占用料を徴収することになれば経営に必要なコストとして支払い、一方、水道局は減免している水道料金を経営に伴う収入として適切に収益計上すべきである。</p> <p>現在、協定書により費用・収益の実態が損益計算書に表れていない。水道局は当該協定の見直し協議を行っているが進展が見られない。当該協定の内容については、早急に検討を行い在り方を見直すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>これまでの交渉の経緯及び包括外部監査の意見等を踏まえて早期の解決を図っていくこととする。</p>			

番 号	27	事項名	Ⅲ-2 経営分析 (1) 能率的な経営（経営指標の設定）
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	水道局として達成すべき目標を定め、そのために職員がなにをすべきかの目標となる経営指標の設定が必要と考える。		
措 置 状 況			
<p>水道局として達成すべき目標は、現 5 か年事業計画で定めているが、能率的な経営を行うための具体的な経営指標については設定していない。</p> <p>このため、平成 18 年度から平成 22 年度までの次期 5 か年事業計画においては、平成 15 年度末に開発した「経営管理支援システム」を活用して具体的な経営指標を設定することとしている。</p> <p>また、水道局では平成 16 年度からは政策評価制度を活用し、組織としての目標を設定するとともにこの組織目標を達成するため、職員がなにをすべきかについては、平成 15 年度から試行している「目標チャレンジプログラム」等により職員の目標管理の徹底を図ることとしている。</p>			

番 号	28	事項名	Ⅲ-2 経営分析 (1) 能率的な経営（薬品費の単価の検討）
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>同規模の事業体である神奈川県との比較などにより、千葉県の水道事業が能率的な経営を行っているかどうかの経営目標値設定のため参考になると思われる。</p> <p>例えば、薬品費について総額の比較では他の都市に劣るとしても、単価の比較では最も安く購入しているかなどを検討すべきである。</p>		
措 置 状 況			
薬品の単価について、近県水道事業体の購入単価の実態調査を行った結果、当局の購入単価が最も安い薬品もあり、全体として比較的安い状況となっているが、今後も引き続き、近県水道事業体の購入単価との比較を行い、適正な単価での購入に努める。			

番 号	29	事項名	Ⅲ-2 経営分析 (2) 現場への情報提供と管理意識の高揚
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>浄水場、工事事務所、営業所の出先機関には、管理計数の資料が提供されていない。このため、各現場での原価管理、改善努力がなされていない。</p> <p>本局で収集した管理情報は、各現場にフィードバックし、管理あるいは業務改善の徹底を図り、コストの低減努力をすべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>現場への情報提供については、これまでも各年度の決算ごとに局全体の経営分析について、職員説明会の実施や資料提供等を行っている。</p> <p>平成15年度には、出先機関の職員提案などによる課題等を盛り込んだ水道事業改善計画を各所属別に策定し、職場ごとの業務改善に努めている。</p> <p>平成16年度には、経営指標を「収益性」「安全性」「生産性」の性格別に分類して分析を行い、外部専門家に診断・評価を依頼して客観性を確保するとともに、所属別経営分析を実施し、分析情報を現場に提供して、コスト低減に努めている。</p>			

番 号	30	事項名	Ⅲ-3 固定資産関係 (2) 財団法人千葉県水道サービス協会への事務所の無償貸与
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>同協会へ水道局幕張合同庁舎3階部分を貸し付けているが、平成11年度までは事務所使用料を徴収していたが、12年度以降は使用料を徴収していないため、適正な賃料を徴収すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>(財)千葉県水道サービス協会への貸付料については、平成12年度から平成14年度までは、「千葉県水道局行政財産等使用許可及び貸付規程」(以下「規程」という。)第11条第1号の規定に基づき減免していたが、平成15年度は、同規程第4条第4号により許可し、使用料として5月1日に23,596,523円を徴収した。</p> <p>なお、平成16年度は同協会が解散したため、貸付は行なっていない。</p>			

番 号	31	事項名	Ⅲ-3 固定資産関係 (3) 幕張資材倉庫用地の有効利用
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>平成12年度支給材制度が廃止されたため、幕張に各種資材を置く必要はなく、給水場や浄水場内の空きスペースの効率的な利用を検討すべきである。さらに、在庫移動によって空いた幕張資材倉庫用地を他者へ賃貸する等の有効利用を進めることも可能と考える</p>		
措 置 状 況			
<p>当該用地の有効利用は図れないとの判断から、平成16年度に資材等の保管物を他の場所へ移動させ、当該用地を一般競争入札により売却処分した。</p>			

番 号	32	事項名	Ⅲ-3 固定資産関係 (4) 処分対象資産
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>今後、不用な資産は、積極的に売却を進め、財政の健全化を図り維持管理コストの軽減に努めるべきである。</p> <p>また、遊休となっている財産がないか再度詳細に調査する必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>不用な資産は、平成14年度から一般競争入札により売却処分を進め、維持管理コストの軽減・財務の健全化に努めている。</p> <p>また、引き続き資産の見直しを行い、遊休資産と判断されたものについては、売却処分等を実施していく。</p>			

部・課名 管理部業務振興課

番 号	33	事項名	Ⅲ-4 債権管理 (1) 料金調定に関するシステムと財務会計システムの連携
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>現在、検針・調定に係るシステムと財務会計システムとの間で調定データのやり取りは行われていないため、営業所の事務の省力化の観点から調定データが財務会計システムの調定仕訳データに自動的に反映されるシステムを構築することが有用である。</p>		
措 置 状 況			
<p>料金オンラインシステムと財務会計システムとの連携では、全営業所で月約1,000件発生する水道料金の過誤納金をシステム的に処理する「過誤納金還付充当システム」を平成15年6月から稼働させ、業務の効率化を図ったところである。</p> <p>また、平成17年度から県水お客様センターで調定事務の集約化を予定しており、これに合わせ、料金オンラインシステムと財務会計システムの連携テストと検証を17年度に行うこととしている。</p>			

番 号	3 4	事項名	Ⅲ-4 債権管理 (2) 滞納発生の防止 ① 口座振替の利用促進 (早期割引制度等の導入)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	水道料金の未納発生防止と経費節減を図るには、口座振替方式の採用の割合を高める必要がある。 それには、民間で採用している早収割引制度の導入、料金割引制度を採用し特典を与える一方、延滞金の徴収を厳格に実施し、滞納者にはペナルティを科すことが有用な施策と考えられる。		
措 置 状 況			
現在の徴収割合は、口座振替が約 80%、納入通知書が約 20%である。 口座振替利用率は、他事業体・電気・ガスと比べても高い水準にあるが、今後とも検針あるいは滞納整理の際、口座未利用者に対し口座振替の利用促進の働きかけを徹底する。 なお、早収割引制度等は、口座振替利用者の殆どが対象となり、大幅な費用増となるため、費用対効果から見ても現在のところ考えていない。 また、滞納者へのペナルティとして延滞金徴収制度の導入については、料金オンライン等のシステム開発費及び運用経費等を含めた財政的な効果・給水停止の徹底等延滞防止策等を総合的に研究する。			

部・課名 管理部総務企画課

番 号	3 5	事項名	Ⅲ-5 料金算定 (基本料金の配賦方法)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	水道料金は、将来発生すると見込まれる費用に基づき料金を算定しているの であるから、配賦基準たる調定件数も将来の予定調定件数を用いた方が、理論 的整合性が高いと考えられる。 また、口径別配賦額に対する基本料金の負担率についても考慮する必要がある。 今回の料金改定に当たっては、これらの点を十分考慮して「水道料金のあり 方」を検討する必要がある。		
措 置 状 況			
料金改定における原価計算において、配賦基準たる調定件数については過去の実績調定 件数を用いていたが、将来の予定調定件数を用いた方が、理論的整合性が高いと考えられ るため、今回の料金改定時は、将来の予定調定件数を用いて原価計算を行うこととする。 また、その際、口径別配賦額に対する基本料金の負担率についても、他の事業体の実態 も勘案しながら検討していくこととしたい。			

番 号	36	事項名	Ⅲ-6 契約事務 (1) 契約手続 ② 随意契約 (随意契約の締結理由の徹底 (ガイドラインの徹底))
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	緊急である理由が記載文面から不明であった。緊急性については、決裁者が判断し得るよう具体的に記載すべきであり、業者選定の経緯についても事実即して記載すべきである。		
措 置 状 況			
平成15年3月に説明会を開催し、随意契約理由及び業者の選定経過について、具体的に記載するよう周知徹底を図るとともに、水道局業務監察の中で厳格に監察していく。			

番 号	37	事項名	Ⅲ-6 契約事務 (2) 事務処理 ② 書類の様式 (工事情報管理システムの出力帳票に係る財務規程の見直し)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	財務規程第7条に掲げる工事台帳(30号様式の2)及び契約原簿(甲)は同規程に定めるものとは全く異なった様式となっている。		
措 置 状 況			
工事台帳及び契約原簿については、平成15年4月1日付けで財務規程の改正を行った。			

番 号	38	事項名	Ⅲ-7 情報システム (1) 情報セキュリティ ① 所属毎のIDとパスワードの使用
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	担当者が他の所属に異動した場合、所属共通のパスワードが変更されないため、前担当者はアクセス権限がないにもかかわらず、未承認のデータ更新を行うことができるため、個人ごとのID・パスワードを設定することが望まれる。		
措 置 状 況			
個人毎にID・パスワードを設定する場合は、現システムのプログラム改造が必要となる。各システムのプログラム改造は多大な経費がかかるため業務変更によるプログラム改造時やシステム機器のリプレイス時に個人ごとのID・パスワードが設定できるようにする。 当面の対策としては、定期的に所属ID・パスワードの変更を行うことで対応し、これによりアクセス権限のない者からのデータ書き換え等が防げる。 平成17年4月より新総合積算システム端末において、個人IDとパスワードが設定できるよう作業を進め、7月から運用を始めたところである。			

番 号	39	事項名	Ⅲ-7 情報システム (1) 情報セキュリティ ② パスワードの変更
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	パスワードについては、管理者又はシステムにより強制的に定期的な変更を行うこと、所属ごとの ID においては、少なくとも使用するメンバー一人でも異動があれば、その異動の都度パスワードは変更することが望まれる。		
措 置 状 況			
各システム管理者に対し、平成 15 年 11 月のシステム管理者会議において、定期的に変更するよう指示し、平成 16 年度の人事異動に伴いパスワードの変更を行った。			

番 号	40	事項名	Ⅲ-7 情報システム (2) 事業継続計画 ② バックアップ保管(バックアップテープの保管)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	火災等の喪失により会計記帳等事務処理は手作業となり事業を継続することが困難となる。この面から、バックアップテープは日次で耐火金庫への保管が望まれる。		
措 置 状 況			
平成 15 年 2 月に耐火金庫を購入しサーバ室へ設置して日毎のバックアップテープの保管を行っている。 これにより従来行っていた月毎の遠隔地保管による復旧だけでなく日毎のデータ遺失にも対処できるようになった。			

番 号	41	事項名	Ⅲ-7 情報システム (2) 事業継続計画 ③ 消火設備(消火設備の設置)
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	サーバ室には粉消火器が設置されているが、火災が発生した場合、サーバを損傷する危険があるので、ガス消火設備等が望まれる。		
措 置 状 況			
サーバ室に設置されている機器の設置状況等を把握し、これに見合ったガス(二酸化炭素)消火器を平成 15 年 10 月に購入し設置した。			

番 号	4 2	事項名	Ⅲ-7 情報システム (2) 事業継続計画 ④サーバの床への固定
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	地震が発生した場合におけるシステム停止、費用、事務負担を考慮しサーバを床に固定することが望ましい。		
措 置 状 況			
各サーバ機の形状を調査しこれに合った固定材料を選定・購入し、平成 15 年 10 月に床へ固定した。また今後は定期的に点検を行う。			

番 号	4 3	事項名	Ⅲ-8 繰延勘定 (2) ソフトウェア ソフトウェアの財務会計上の処理
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	「給水装置情報管理システム」は実利用期間が4年間、「データ自動転送システム」は3年間であるが、繰延勘定として5年間で償却されているため、平成13年度の決算に過去に廃棄したソフトウェアの償却額と期末残高が計上されている。		
措 置 状 況			
平成14年度末に償却済みである。また、平成15年11月に行ったシステム管理者会議において償却資産の処理について周知徹底を図った。			



(2) 工業用水道事業関係 (企業庁)

部・課名 管理部企業総務課

番 号	1	事項名	II-1 人員の適正化と業務の効率化 (2) 地方公営企業体としての人員適正化と業務のあり方 (3) 適正人員の試算要約
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>企業庁工業用水部の人員配置について、民間の手法を用いて適正人員の試算を行った結果、現状の現場レベルでの人員 201 名は、業務改善による効率化を図ることにより、166 名体制 (35 名減、17.4%減) が適正人員と試算された。更に外部委託等を進めた場合は 140 名体制 (61 名減、30.3%減) が適正人員と試算された。</p> <p>今後においては、事業規模に応じた適正な職員数とし、経営の合理化に努める必要がある。</p> <p>今回の試算では、現場レベル以外での職員 (31 名) については算定の対象から除いたが、同部門での業務改善効率化及び外部委託化のできるものがあれば検討し、適正人員について検討すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>工業用水道事業の経営合理化を図るため、業務量や建設工事の進捗状況に応じた適正な人員の配置に努めるとともに、効率的な業務の遂行方法についても検討を行い、今後とも業務の在り方も含めて、見直しを行い簡素で効率的な組織体制となるよう努力する。</p> <p>また、職員による業務遂行方法の見直しによることに加えて、浄水場の操作業務以外にも、外部委託により対応できる業務を検討する。</p>			

番 号	2	事項名	II-1 人員の適正化と業務の効率化 (4) 企業庁工業用水部における業務内容と人員配置 (5) その他 ①業務の標準化②定員の決定基準
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>現状の工業用水部における業務・人員は、効率化の余地が残されており、ここで試算した適性人員規模までスリム化し、それに伴う業務の効率化策を検討し、迅速に実行していくことが求められる。</p> <p>今後、更に詳細な分析を行い、工業用水部における業務の改善あるいはルールの見直し等は当然のこととして、外部委託化の推進、IT化等を具体的に検討し、試算した適正人員を目標とした経営改善を推進することが必要である。</p> <p>効率的な事業運営のためにも他の事業体との比較検討を行い、既成概念を排除して良い部分は積極的に取り込む必要がある。</p> <p>工業用水部における各種業務（事務系・技術系ともに）の標準化を実施すべきである。</p> <p>合理的な定員決定基準を全ての業務に設定し、運用すべきである。併せて職員の役職や職責、スキル、育成ビジョン等を勘案した上での適正な人員配置と組織規模の適正化を図るべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>浄水場における運転管理業務等の外部委託を拡大するとともに、各種業務のマニュアル化や管路のマッピングシステムの構築に着手するなどにより、適正な人員配置に努めているところである。</p> <p>今後も、より効率的な業務が執行できるよう他県の例を参考にしながら、引き続き適正な人員配置を図っていく。</p>			

番 号	3	事項名	Ⅱ-2 房総臨海地区の問題点 (1) 水源関係①
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>県保有水は、県の将来の水源確保の目的で県に代わって事業者である工業用水部が水源を保有しているものであるが、この保有のための資金を県の一般会計からの借入れにより対応している。</p> <p>毎年借入額は膨らんでおり、借入金返済のためにも県保有水の有効利用について、早急に県総合企画部水政課と対応策を講ずるべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>県保有水の有効利用については、県総合企画部水政課等と対応策を検討した結果、平成15年3月に水源の不足が見込まれる上水道へ平成16年度及び平成17年度に転用を行う計画で、基本的事項が県総合企画部と関係事業者間で了解された。</p> <p>この計画に従い県保有水の水源毎秒1.7m<sup>3</sup>について、平成16年度に川治ダムの水源毎秒1.349m<sup>3</sup>を千葉県水道局に、また霞ヶ浦開発の水源毎秒0.351m<sup>3</sup>を千葉市に、それぞれ譲渡した。</p> <p>平成17年度には、転用水源水量に相当する房総導水路の施設利用権を千葉県水道局及び千葉市に譲渡することとしている。</p>			

番 号	4	事項名	Ⅱ-2 房総臨海地区の問題点 (1) 水源関係②
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>工業用水道事業が保有している房総導水路の施設能力 280,000 m<sup>3</sup>/日の約50%は利用されているものの、残りの施設能力は、現在利用されておらず、このうちの未手当水源 107,200 m<sup>3</sup>/日については、現時点で使用見込みが立っていない。また、現在の需要が2倍になることは、今後、産業の新たな構造変化がない限り考え難い。</p> <p>このような状況において、今後どのような対策をとるべきかについて、県総合企画部水政課を含め関係者間で早急に検討をする必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成27年(次期フルプラン目標年次)の需要量見込みにおいて、現在確保している水源日量 172,800 立方メートルで対応可能なため、未手当水源 107,200 立方メートルについては、当面水源手当をしないこととした。</p>			

番 号	5	事項名	II-3 借入負債の返済上の問題点 (1) 房総臨海地区 ① 企業庁土地造成会計からの借入金 374 億円
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	この借入金は、新規の工業用水契約をした受水企業からの負担金をもって返済することとされているが、平成 13 年度までの返済額は 16 億円しか行われていない。今後の大幅な新規契約見込みは薄く、374 億円の借入金返済資金を得ることについては非常に厳しく、借入金の返済は困難な状態と言える。 早急に関係者間で協議のうえ、今後の対応策を考えるべきである。		
措 置 状 況			
借入金返済のため、引き続き企業への新規売水に努めるとともに、対応策について関係各部との間で協議を行っているところである。			

番 号	6	事項名	II-3 借入負債の返済上の問題点 (1) 房総臨海地区 ② 一般会計からの借入金 363 億円
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	当借入金は、水資源の乏しい千葉県が、将来の発展のために必要な水源として県が保有することとされた 136,000 m <sup>3</sup> /日に係るもので、水源費、維持管理費等の資金として、昭和 55 年度から借り入れているものである。 今後も県保有水を現状のまま保有する場合は、借入金が増加するばかりであることから、早期に上水転用を行い借入金の解消を図る必要がある。		
措 置 状 況			
<p>県保有水は、水源の不足が見込まれる上水道へ平成 16 年度及び平成 17 年度に転用を行う計画で、平成 15 年 3 月に基本的事項は関係事業体で了解された。</p> <p>この計画に従い県保有水を、県水道局及び千葉市に転用する。</p> <p>この上水道への転用代金により、これまで借り入れていた一般会計借入金を全額返済する計画であり、平成 16 年度は約 109 億円の返済を行い、平成 17 年度では 256 億円の返済を予定している。</p> <p>残る 59 億円については、千葉市からの転用代金が 10 年分割払いであることから、その返済計画について県総合企画部と協議中である。</p> <p>(16 年度末現在の借入残高) 約 314 億円</p>			

番 号	7	事項名	Ⅱ-3 借入負債の返済上の問題点 (1) 木更津南部地区 ① 企業庁土地造成会計からの借入金 14 億円
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	借入れた資金の返済方法については、工業用水の契約が確定した都度、受水企業からの負担金で（基本給水申込納付金）をもってするものとされている。過年度の実績、今後の売水見込みからすると、借入金の返済可能性は、かなり厳しいと予想される。 早急に関係者間で協議のうえ、今後の対応策を考える必要がある。		
措 置 状 況			
借入金返済のため、引き続き企業への新規売水に努めるとともに、対応策について関係各部との間で協議を行っているところである。			

番 号	8	事項名	Ⅱ-4 固定資産関係 (1) 建設仮勘定の本勘定（固定資産）への振替
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	稼働使用中あるいは事業の用に供する状態にある資産に係わる水源費、導水路工事費、建設利息等が建設仮勘定として 261 億円計上されている。これらの資産は、本来、減価償却を行うべきものである。 稼働が開始された時点で速やかに精算を行い、水利権、ダム利用権、構築物等の適切な科目に振替えて償却計算すべきである。		
措 置 状 況			
既に完成し、本勘定へ振替えるべき資産については、以下のとおり事務を進める。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北千葉導水路・三郷放水路 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・平成 15 年度に本勘定へ振替済。</li> </ul> </li> <li>○ 小櫃川系配水管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・平成 17 年度内に本勘定へ振替を行うこととしている。</li> </ul> </li> <li>○ 印旛沼開発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・当該施設に係る利水者間の負担等の調整が必要であることから、現在、県総合企画部水政課が進めている利水者調整の結果を踏まえて本勘定へ振替を行うこととしている。</li> </ul> </li> </ul>			

番 号	9	事項名	Ⅱ-4 固定資産関係 (2) 房総臨海地区建設事業費 小櫃川関連施設 12 億円
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>配水管については、現在においても未稼動資産として建設仮勘定に残ったままとなっている。</p> <p>施設の利用方針を検討の上、今後利用可能性のない施設であれば、小櫃川系配水管 9 億円及びこれに係る建設利息等 3 億円の計 12 億円は全額固定資産除却損として処理する必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>小櫃川系配水管が布設されている周辺は、アクアラインの着岸地域であり、経済状況が変化すれば、水需要が期待出来る地域であることから、将来の活用のために企業庁工業用水部で引続き保有することとし、平成 17 年度に建設仮勘定から本勘定に振替を行うこととしている。</p>			

番 号	10	事項名	Ⅱ-4 固定資産関係 (3) 印旛沼開発事業 水源開発費 82 億円
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>印旛沼開発施設については、現在、五井姉崎地区工業用水道、千葉地区工業用水道及び千葉県水道事業が使用しているが、その他の利水者の決定の見込みがたたず、建設事業費の負担者が確定しないため、精算できていない。</p> <p>今後、早急に県等の関係者間で協議のうえ、対応策を考える必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>印旛沼開発事業の水源開発費の精算については、開発水量の確定や印旛沼を利用している利水者間の負担調整が必要であることから、現在、県（総合企画部水政課）が引き続き進めている調整結果を踏まえて、早期精算を行うこととしている。</p>			

番 号	1 1	事項名	II-4 固定資産関係 (4) 公用自動車の廃止の可否
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>工業用水道事務所では、公用車が業務上どうしても必要なものなのか、また、タクシー等で代替できないものなのか検討する必要があると考える。</p> <p>また、本庁においても稼働率が低い場合には、知事部局への配転等も検討すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>庁用自動車の運行については、従来から適正管理の徹底などにより効率的な運行に努めてきたところであるが、職員の雇用状況及び公用車の稼働率等を勘案し、最も効率的な公用車の運行に努めた。</p>			

番 号	1 2	事項名	II-4 固定資産関係 (5) 職員公舎の有効利用
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>現状の貸付料が適正なものか、算定方法の見直しの必要性を検討する必要があると考える。将来的には、老朽化に伴う修繕費用が多額に発生する可能性が高い。建物の老朽化の激しいものについては、公舎の統廃合を図り、取壊して土地を売却するなど有効利用を検討すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>職員公舎の入居状況、耐用年数等を勘案した上で、貸付料算定方法を含め適正な職員公舎のあり方について検討した結果、平成 16 年度に廃止することとした。</p> <p>入居者に対して廃止する旨通知し、平成 16 年度末までに退去（引越等）してもらうよう依頼した結果、すべての入居者が退去した。</p> <p>今後、売却するなど有効利用を進めていく。</p>			

番号	13	事項名	Ⅱ-4 固定資産関係 (6) 遊休不動産の売却促進
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>国庫補助金で購入した資産についての財産処分制約あるいは不動産に対する需要の低迷などから未だ効果が出ていない。</p> <p>今後、一層の処分管理体制の強化を図り、また、関係省庁との話し合いを促進し、不要な資産の売却を進めて保有コストの削減に努め、かつ、借入債務の縮減を行うことで企業体質の強化を図るべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>国庫補助金で購入した資産の財産処分については、経済産業省の承認が必要である。この承認の基準は、「処分先は公共・公益的団体を原則とする」というものであることから、平成15年11月、関東経済産業局に対し当該基準の緩和要請を行ったところ、一定の要件を満たすものについては、民間への売却が認められた。</p> <p>これを受けて、平成16年度に一般競争入札制度を取り入れて、未利用地処分規程の改正を行った。</p>			

番号	14	事項名	Ⅱ-4 固定資産関係 (7) 有形固定資産実査の未実施
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>定期的の実査を行い関連帳簿と照合して管理すべきである。</p> <p>また、購入した資産には、固定資産の管理番号を付したシールを貼り、資産台帳との照合可能なように管理体制を徹底すべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>平成15年10月10日付けで「有形固定資産実査実施要領」を定め、同要領に基づき平成16年度からシールを貼るなど適正な実査をしている。</p>			



番 号	15	事項名	Ⅱ-5 人件費関係 (1) 退職時の特別昇給
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>工業用水部の平成13年度退職者への退職手当は、全員が退職時に特別昇給として2号給昇給がなされ1人当たり470～614千円増額されて支給されている。特に良好でない場合を除いては、退職者全員が「在職中勤務成績が特に良好」と評価されて、退職時に特別昇給して退職金を上積支給されている。</p> <p>退職時の特別昇給については、他の地方自治体においても制度の見直しが行われているところがあり、企業庁においても見直しが必要である。</p>		
措 置 状 況			
退職時の特別昇給等を含めた退職手当制度については、他部局（知事部局）と同一の制度・運用で行っているところであるが、これまで定年又は勸奨により退職した者に対して実施してきた特別昇給は、見直しにより平成17年3月31日をもって全庁的に廃止された。			

番 号	16	事項名	Ⅱ-5 人件費関係 (2) 交替勤務者の引継時間に対する時間外勤務手当の支給
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>千葉工業用水道事務所佐倉浄水場においても、葛南工業用水道事務所の勤務時間を適用すれば、引き継ぎ時間について実際の勤務時間に基づかない場合が想定されるような基準で時間外勤務手当の申請を行うことも無くなる。また、当該時間外勤務手当の支給のための費用は発生しないので、人件費の削減に資すると考えられ改善が必要である。</p>		
措 置 状 況			
外部監査の指摘を踏まえ、平成15年4月1日から交替勤務の勤務時間のうち夜間勤務については、午後4時15分から翌日の午前9時30分までとすることで、引継ぎが勤務時間内にできるようにした。			

番 号	17	事項名	Ⅱ-5 人件費関係 (3) 企業手当
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>公営企業の業務が知事部局の業務に対し特段の困難を伴うとは考え難い。加えて、夜間勤務等の変則的な勤務については、別途手当が支給されているため、企業手当独自の存在意義は見出し難い。</p> <p>従って、企業手当に関しては支給根拠に合理性を欠くものであり、支給に関する規定の見直しを行うべきである。</p>		
措 置 状 況			
指摘を受けて見直しを行い、平成15年度限りで企業手当を全面的に廃止した。			

番 号	18	事項名	II-6 組織の関係 (1) 房総臨海工業用水道事務所の事務所建替と人員の配置替
指 摘 (意見)	平成 13 年度から工業用水道の検針業務が変更されたので、事務所の所在が受水企業の近くに立地する必要はなくなり、事務棟の建替計画は再検討の余地があると考えます。		
内 容 (要約)	さらに、君津事務所と房総臨海事務所は、現在担当地区は異なるものの距離的には近接しており、両事務所を統合して一体的に運営し、管理部門の人員削減を図るべきである。		
措 置 状 況			
<p>房総臨海工業用水道事務所については、組織改正によって平成 15 年 4 月 1 日から、管路が接続し、水の相互運用を行っている千葉工業用水道事務所に統合し、漏水等の事故に対応するため袖ヶ浦浄水場に房総臨海支所を設置し対応した。</p> <p>※ なお、茂原地区への増量給水に対応するため、業務の見直しを行った結果、房総臨海支所は平成 16 年 11 月 30 日をもって廃止となった。</p>			

部・課名 管理部財務課

番 号	19	事項名	II-7 退職給与引当金の不足
指 摘 (意見)	退職給与引当金は、公営企業として一般企業が採用する方法によって、適正に計算すべきである。		
内 容 (要約)	今後多額に発生する職員退職金を如何にして費用化していくのか、早急に検討する必要がある。		
措 置 状 況			
<p>退職給与引当金については、平成 16 年度決算において 88,496,001 円を繰り入れ、引当金額を 663,833,765 円とした。</p> <p>今後とも、一定の金額を退職給与引当金として計画的に予算措置するとともに、実際の支払額との差額を繰り入れることにより着実に引当金の増額を図っていくこととしている。</p>			

番 号	20	事項名	II-9 情報システムについて データダウンロードによるデータの作成承認
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>企業庁財務会計システムでは、国税庁の調査に対応するため、過年度のデータをダウンロードし、フロッピー・ディスクに移して開示しているが、データ管理の責任者（財務課）により承認された記録はない。重要なデータの扱いについては、秘密漏洩面から「企業庁財務会計情報処理要綱」第12条に基づき、データ管理責任者の承認を得る手続き（記録）を行う必要がある。</p>		
措 置 状 況			
<p>データダウンロードによるデータ作成については、「企業庁財務会計情報処理要綱」を厳格に運用し、この規定に基づき処理している。</p>			

番 号	21	事項名	III-1 企業債関係
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	<p>現在、企業債の金利負担を軽減させるため、公庫資金債については一定の条件を満たした場合、低金利債への借換が制度として認められている。</p> <p>今後においても、高い利率の企業債については、極力借換えに努め、支払利息の低減を図るべきである。</p>		
措 置 状 況			
<p>借換対象となる企業債については、全額の借換えを前提に予算措置しており、今後この制度を利用して支払利息の軽減を図っていく。</p> <p>また、借換対象となる企業債の条件が緩和されるよう、国等の関係機関に働きかけていく。</p>			

番 号	22	事項名	Ⅲ-2 情報システム (1) 情報セキュリティ ①所属毎のIDとパスワードの変更
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	個人毎にID及びパスワードを設定し、パスワードについては、定期的に変更を行うことが必要と考える。		
措 置 状 況			
個人毎のID及びパスワードの設定については、現行システムの大幅な改定を要するため、今後、維持管理作業の中で検討する。 なお、現在所属毎に付与されているパスワードについては、毎年度変更を行うこととし、17年度は11月に実施することとしている。			

番 号	23	事項名	Ⅲ-3 新規受水企業の基本給水申込納付金の負担根拠
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	新規に受水するに当たっての納付金 20 万円/m <sup>3</sup> の基礎となるデータは、平成元年度に固定された古いデータに基づいて算出されており、平成元年度以降の多額の投資が反映されていない。基礎数値はその都度見直しを行い、受水企業へ負担を求める金額は、実際の費用に見合った額に変更する必要がある。		
措 置 状 況			
額の変更等を含め、新規売水を促進する観点から納付金制度のあり方について、検討を進めている。			

番 号	24	事項名	Ⅲ-4 その他
指 摘 (意見) 内 容 (要約)	会計上は課税対象項目については、税抜金額で表示すべきであるので、収益費用明細書の金額は税抜きで金額で作成すべきである。		
措 置 状 況			
14年度から附属明細書についても税抜金額で作成した。			